

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 平成27年5月13日提出 |
| 【計算期間】 | 第12計算期間 (自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日) |
| 【ファンド名】 | ダイワB R I C sリターンズ・ファンド |
| 【発行者名】 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 白川 真 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 山部 努 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3111 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|------|---------------|----------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 海外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 株式 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（株式 一般）） |
| | 決算頻度 | 年2回 |
| | 投資対象地域 | エマージング |
| | 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「エマージング」...目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-------------|--------|---------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-------------------|--------------|-------------|------------------|-------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | |
| 大型株 | | 北米 | ファミリー | あり |
| 中小型株 | | 欧州 | ファンド | () |
| 債券 | 年4回 | アジア | | |
| 一般 | 年6回 (隔月) | オセアニア | | |
| 公債 | 年12回 (毎月) | 中南米 | | |
| 社債 | 日々 | アフリカ | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他債券 | その他 | 中近東 (中東) | | |
| クレジット属性 () | () | エマージング | | |
| 不動産投信 | | | | |
| その他資産 (投資信託証券) | | | | |
| (株式 一般) | | | | |
| 資産複合 () | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

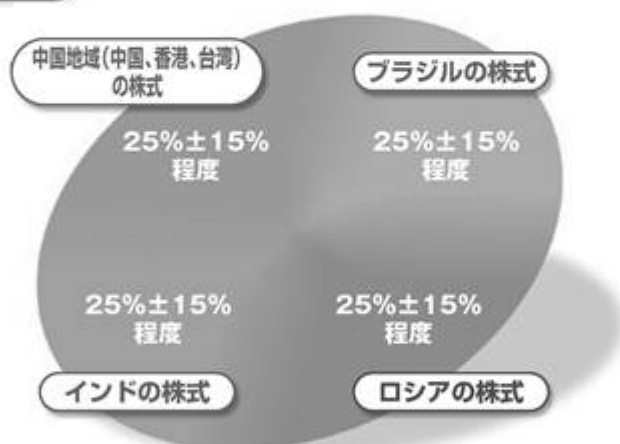
1 ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域（中国、香港、台湾）の株式^(注)に投資します。

(注)「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR：Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

- 各資産の配分は、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域（中国、香港、台湾）の成長性、政治社会情勢、市場環境、株価バリュエーション、流動性等を分析して、信託財産の純資産総額の25% ± 15%程度の範囲内とします。

資産配分のイメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- ①BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
- ②ダイワ・ロシア株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
- ③ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
- ④チャイナ龍翔（FOFs用）（適格機関投資家専用）

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域（中国、香港、台湾）の株式に投資します。



※各投資対象ファンドの名称について、「(選格機関投資家専用)」の部分を省略して記載しています。
※くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎年2月20日および8月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

投資対象ファンドの概要

I. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|---------------------------|---|
| 基本方針 | 中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの受益証券 |
| 投資態度 | <p>①当ファンドは、BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券への投資を通じ、主として、ブラジル連邦共和国（ブラジル）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行ない、中長期的に投資信託財産の成長をめざした運用を行ないます。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等も投資対象とすることがあります。</p> <p>②投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見通しを行なうと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行ない、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。</p> <p>③株式への実質的な組入れ比率は高位に保つことを基本とします。</p> <p>④外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p> |
| BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの投資態度 | <p>①当ファンドは、主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に投資を行ない、中長期的に投資信託財産の成長をめざした運用を行ないます。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等も投資対象とすることがあります。</p> <p>②（上記「投資態度」の②と同規定）</p> <p>③株式への組入れ比率は高位に保つことを基本とします。</p> <p>④外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。</p> <p>⑤（上記「投資態度」の⑤と同規定）</p> <p>⑥BNPパリバ アセットマネジメント ブラジル（BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.）に運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>〈BNPパリバアセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)について〉</p> <p>BNPパリバ アセットマネジメント ブラジル（BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.）は、BNPパリバグループの資産運用部門におけるブラジルの拠点であり、平成10年に設立され、ブラジルをはじめとする中南米市場に特化した資産運用業務を行なっております。</p> |
| 信託期間 | 無期限（平成21年2月16日当初設定） |
| 決算日 | 毎年5月10日および11月10日（休業日の場合は翌営業日） |
| 信託報酬 | 信託財産の純資産総額に対して年率0.972%（税抜0.900%） |
| 信託事務の諸費用および監査報酬 | 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |

Ⅱ. ダイワ・ロシア株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|----------------------|---|
| 基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | ダイワ・ロシア株マザーファンドの受益証券 |
| 投資態度 | <p>①主としてロシアの株式(*)の中から、豊富な天然資源の強みを背景に、国内需要の拡大など産業構造の変化が進むロシア経済において、成長が期待される企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 (*) 株式：DR（預託証券）、米ドル建ての株式等を含みますので、投資対象国以外の通貨の為替リスクが発生する場合があります。</p> <p>②運用にあたっては、以下の点に留意しながら投資することを基本とします。 イ. 業績動向、流動性等により銘柄の定量分析を行ない、投資対象銘柄を決定します。 ロ. 財務内容、経営陣の評価、セクター内の競争力、バリュエーション、利益成長等に着目し、買付候補銘柄を決定します。 ハ. ポートフォリオの構築においては、業種分散、銘柄分散を考慮します。</p> <p>③実質的な運用は、ダイワ・ロシア株マザーファンドの受益証券に投資することにより行ないます。 ④マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p style="text-align: center;">〈デカ・インベストメント社(Deka Investment GmbH)について〉</p> <p>デカ・インベストメント社は、ドイツ国内で総資産額が最大級の金融グループである「貯蓄銀行グループ」の最上部決済銀行デカバンク(DekaBank)の100%子会社です。1956年に設立され、リテールおよび機関投資家向けの資産運用業務を担当しています。</p> <p>デカバンクは、州立銀行間、貯蓄銀行間の上部決済機能、同グループへの資金供与だけではなく一般企業向け、保険会社向けの与信供与や世界レベルの機関投資家として、投資事業、アセットマネジメント業務を展開するなど、ドイツ有数のユニバーサルバンクとして業務を展開しています。</p> <p>⑤マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。 ⑥為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑧当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p> |
| ダイワ・ロシア株マザーファンドの投資態度 | <p>①～②(上記「投資態度」の①～②と同規定) ③外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。 ④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥(上記「投資態度」の⑦と同規定)</p> |
| 信託期間 | 無期限(平成21年2月16日当初設定) |
| 決算日 | 2月20日および8月20日(休業日の場合翌営業日) |
| 信託報酬 | 信託財産の純資産総額に対して年率0.918%(税抜0.85%) |
| 信託事務の諸費用および監査報酬 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |

Ⅲ. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|----------------------------|--|
| 基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの受益証券 |
| 投資態度 | <p>①主として、ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの受益証券を通じてインドの株式*の中から、インド経済の発展に関連するインドの企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②運用にあたっては、以下の点に留意しながら投資することを基本とします。</p> <p>イ、主にインド経済の発展に必要な設備やエネルギー供給体制等の構築、整備、運営事業および人口増加や所得水準の向上に伴う消費の拡大に関連すると判断される銘柄の中からボトムアップアプローチにより銘柄を選定します。</p> <p>ロ、時価総額や流動性等を勘案します。</p> <p>ハ、個別企業のファンダメンタルズ、成長性、株価バリュエーション等を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>③マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、当該外貨建資産の運用について、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。</p> <p style="text-align: center;">〈ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドについて〉</p> <ul style="list-style-type: none"> •ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（所在地：シンガポール）は、1994年にシンガポールにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。 •アジア株式の運用・調査業務などを行なっています。 <p>④マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>⑥当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>⑦当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p> <p>株式*…DR（預託証券）を含みます。</p> |
| ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの投資態度 | <p>①主として、インドの株式*の中から、インド経済の発展に関連するインドの企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②（上記「投資態度」の②と同規定）</p> <p>③外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、当該外貨建資産の運用について、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。</p> <p>④株式*の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>⑥（上記「投資態度」の⑥と同規定）</p> <p>株式*…DR（預託証券）を含みます。</p> |
| 信託期間 | 無期限（平成21年2月16日当初設定） |
| 決算日 | 毎年6月16日および12月16日（休業日の場合翌営業日） |
| 信託報酬 | 信託財産の純資産総額に対して年率0.918%（税抜0.85%） |
| 信託事務の諸費用および監査報酬 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |

IV. チャイナ龍翔（FOFs用）（適格機関投資家専用）

| 基本方針 | 信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。 | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------------|--------|--------|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------|---|--------|-------------------------|
| 主要投資対象 | チャイナ・エクイティ・マザーファンドの受益証券 | | | | | | | | | |
| 投資態度等 | <p>①中国地域の株式を実質的な主要投資対象とし、中国の経済成長からメリットを受ける有望な投資テーマ（アイデア）にフォーカスして投資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別銘柄への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析を重視して、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。 個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。 組入銘柄が投資テーマ（アイデア）に関連するかの判断は、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドが行ないます。 <p>〈当ファンドの実質的な投資対象〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投資対象国</th> <th>投資対象銘柄</th> <th>実質投資割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要投資対象国：中国地域 (中国、香港、台湾)</td> <td>中国の企業（H株、レッドチップ、B株 他） 香港、台湾の企業</td> <td>原則として取得時において純資産総額の70%以上</td> </tr> <tr> <td>その他投資対象国： 中国周辺アジア諸国 (韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等)</td> <td>中国関連企業</td> <td>原則として取得時において純資産総額の30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後、規制緩和等により、投資条件が整った場合には、中国A株へ投資する場合があります。株式以外にも、DR（預託証券）や株式の値動きに連動する債券等へ投資する場合があります。</p> <p>※中国の企業には、中国本土の企業で他の市場に上場している銘柄も含まれます。</p> <p>※上記以外の国が今後投資対象国に追加される場合があります。</p> <p style="text-align: center;">当ファンドにおける「中国の企業」とは…</p> <p>H株： 香港市場に上場されている銘柄のうち、登記場所や主要活動拠点、資本が中国本土である銘柄</p> <p>レッドチップ： 香港市場に上場されている銘柄のうち、法人登記が中国本土以外でされた中国の政府機関等の資本傘下にある銘柄</p> <p>B株： 上海証券取引所や深セン証券取引所に上場された銘柄で、外国人投資家が取引できるもの。上海証券取引所のB株は米ドル建てで取引され、深セン証券取引所のB株は香港ドル建てで取引されています。</p> <p>※上記のほかにも中国本土の企業で他の市場に上場している銘柄等も含まれます。</p> <p>②マザーファンドの運用指図にかかる権限をダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドへ委託します。</p> <p style="text-align: center;">〈ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドについて〉</p> <p>ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド（所在地：香港）は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して資産運用業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行なっています。</p> <p>③マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p> | 投資対象国 | 投資対象銘柄 | 実質投資割合 | 主要投資対象国：中国地域 (中国、香港、台湾) | 中国の企業（H株、レッドチップ、B株 他） 香港、台湾の企業 | 原則として取得時において純資産総額の70%以上 | その他投資対象国： 中国周辺アジア諸国 (韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等) | 中国関連企業 | 原則として取得時において純資産総額の30%未満 |
| 投資対象国 | 投資対象銘柄 | 実質投資割合 | | | | | | | | |
| 主要投資対象国：中国地域 (中国、香港、台湾) | 中国の企業（H株、レッドチップ、B株 他） 香港、台湾の企業 | 原則として取得時において純資産総額の70%以上 | | | | | | | | |
| その他投資対象国： 中国周辺アジア諸国 (韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等) | 中国関連企業 | 原則として取得時において純資産総額の30%未満 | | | | | | | | |

| | |
|-------------------------------------|--|
| チャイナ・ エクイティ・ マザーファンドの 投資態度 | ①中国地域の株式を主要投資対象とし、中国の経済成長からメリットを受ける有望な投資テーマ（アイデア）にフォーカスして投資します。 ・個別銘柄への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析を重視して、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。 ・個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。 ・組入銘柄が投資テーマ（アイデア）に関連するかの判断は、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドが行ないます。 ②運用指図にかかる権限をダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドへ委託します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ④資金動向、市況動向によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限（平成21年2月16日当初設定） |
| 決算日 | 毎年4月11日および10月11日（休業日の場合翌営業日） |
| 信託報酬 | 信託財産の純資産総額に対して年率0.8424%（税抜0.78%） |
| 信託事務の諸費用 および監査報酬 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和住銀投信投資顧問株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |

【指定投資信託証券の委託会社等について】

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

| | |
|-------------|---|
| 平成10年11月9日 | 会社設立 |
| 平成10年11月30日 | 証券投資信託委託業の免許取得 |
| 平成11年2月26日 | 証券投資顧問業の登録 |
| 平成12年6月20日 | 投資一任契約業務の認可取得 |
| 平成12年8月1日 | パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける |
| 平成12年8月1日 | ビー・エヌ・ビー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更 |
| 平成22年7月1日 | フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更 |

大和証券投資信託委託株式会社

| | |
|-------------|--|
| 昭和34年12月12日 | 設立登記 |
| 昭和35年2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 昭和35年4月1日 | 営業開始 |
| 昭和60年11月8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 平成7年5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 平成7年9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成19年9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 |

大和住銀投信投資顧問株式会社

| | |
|------------|--|
| 昭和48年6月1日 | 大和投資顧問株式会社設立 |
| 平成11年2月18日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 平成11年4月1日 | 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更 |

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年2月13日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 受益者 | お申込者 | |
| 収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3） | | |
| お取扱窓口 | 販売会社 | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p> |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金（ 3） | |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）(2)の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p> |
| 運用指図 | 2 | 損益 信託金（ 3） |
| 受託会社 | <p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> | <p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p> |
| 損益 投資 | | |
| 投資対象 | 投資対象ファンドの受益証券 など | |

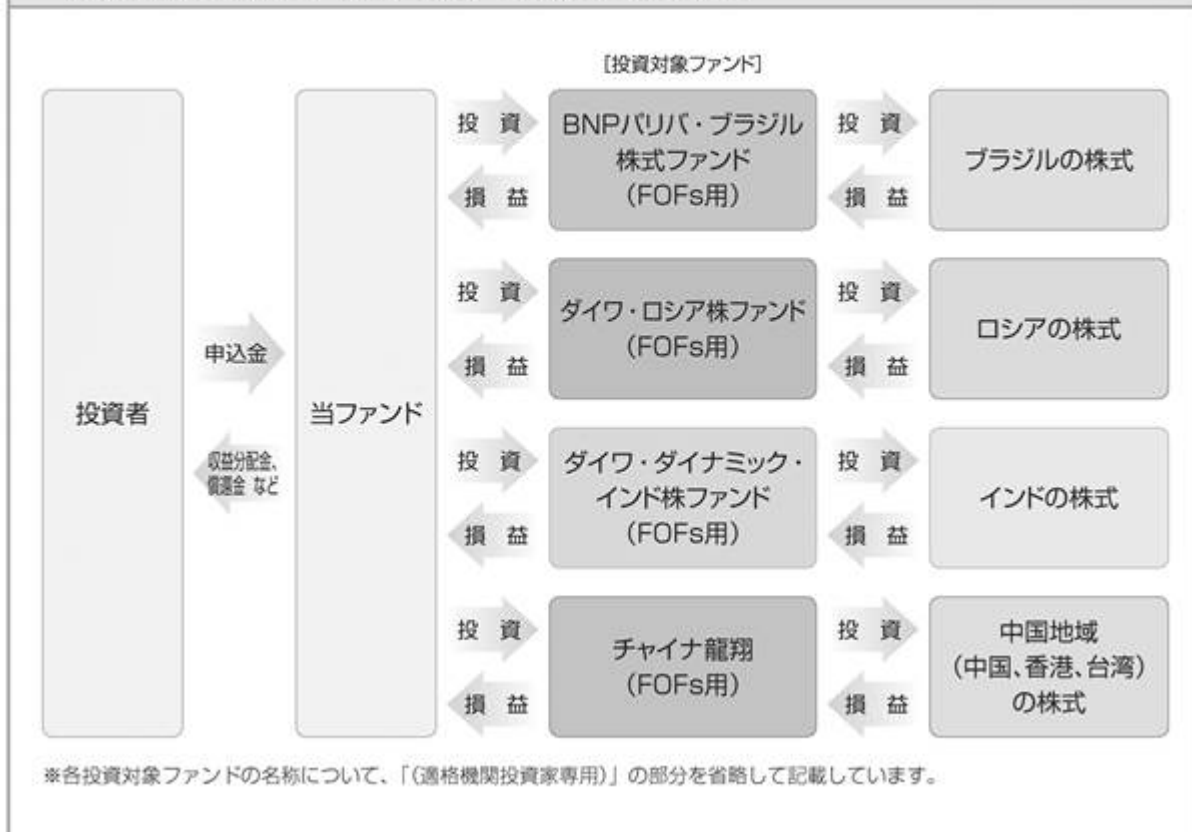
（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域（中国、香港、台湾）の株式に投資します。



< 委託会社の概況（平成27年2月末日現在） >

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

| | |
|-------------|--|
| 昭和34年12月12日 | 設立登記 |
| 昭和35年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 昭和35年 4月 1日 | 営業開始 |
| 昭和60年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 平成 7年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 平成 7年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成19年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号） |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

次の各ファンドの受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

1. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券
3. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券
4. チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

投資態度

イ．主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国地域(中国、香港、台湾)の株式を主要投資対象とする複数の投資信託証券に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ．各投資信託証券への配分は、主要投資対象国()の成長性、政治社会情勢、市場環境、株価バリュエーション、流動性等を分析して、信託財産の純資産総額の25% ± 15%程度の範囲内とします。

主要投資対象国：ブラジル、ロシア、インド、中国

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

< 投資先ファンドについて >

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 投資先ファンド | BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 選定の方針 | 主として、ブラジル連邦共和国（ブラジル）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行ない、中長期的に投資信託財産の成長をめざした運用を行なうファンドであること。 |

| | |
|---------|---|
| 投資先ファンド | ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 選定の方針 | 主としてロシアの株式の中から、豊富な天然資源の強みを背景に、国内需要の拡大など産業構造の変化が進むロシア経済において、成長が期待される企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行なうファンドであること。 |

| | |
|---------|--|
| 投資先ファンド | ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 選定の方針 | 主としてインドの株式の中から、インド経済の発展に関連するインドの企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行なうファンドであること。 |

| | |
|---------|--|
| 投資先ファンド | チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 選定の方針 | 中国地域の株式を主要投資対象とし、中国の経済成長からメリットを受ける有望な投資テーマ（アイデア）にフォーカスして投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行なうファンドであること。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、次の1.から4.までに掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）、ならびに次の5.から8.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

2. ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

3. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

4. チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前5.の証券または証書の性質を有するもの

7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

8. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

< 投資先ファンドについて >

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 運用の基本方針 | 中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行いません。 |
| 主要な投資対象 | BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの受益証券への投資を通じ、主として、ブラジル連邦共和国（ブラジル）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行いません。 |
| 委託会社の名称 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 |

| | |
|------------|--|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 運用の基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行いません。 |
| 主要な投資対象 | ダイワ・ロシア株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、ロシアの株式（預託証券、米ドル建ての株式等を含みます。）に投資します。 |
| 委託会社の名称 | 大和証券投資信託委託株式会社 |

| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 運用の基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行いません。 |
| 主要な投資対象 | ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンドの受益証券を通じてインドの株式（預託証券を含みます。）に投資します。 |
| 委託会社の名称 | 大和証券投資信託委託株式会社 |

| | |
|------------|---------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用） |
| 運用の基本方針 | 信託財産の長期的な成長をめざして運用を行いません。 |

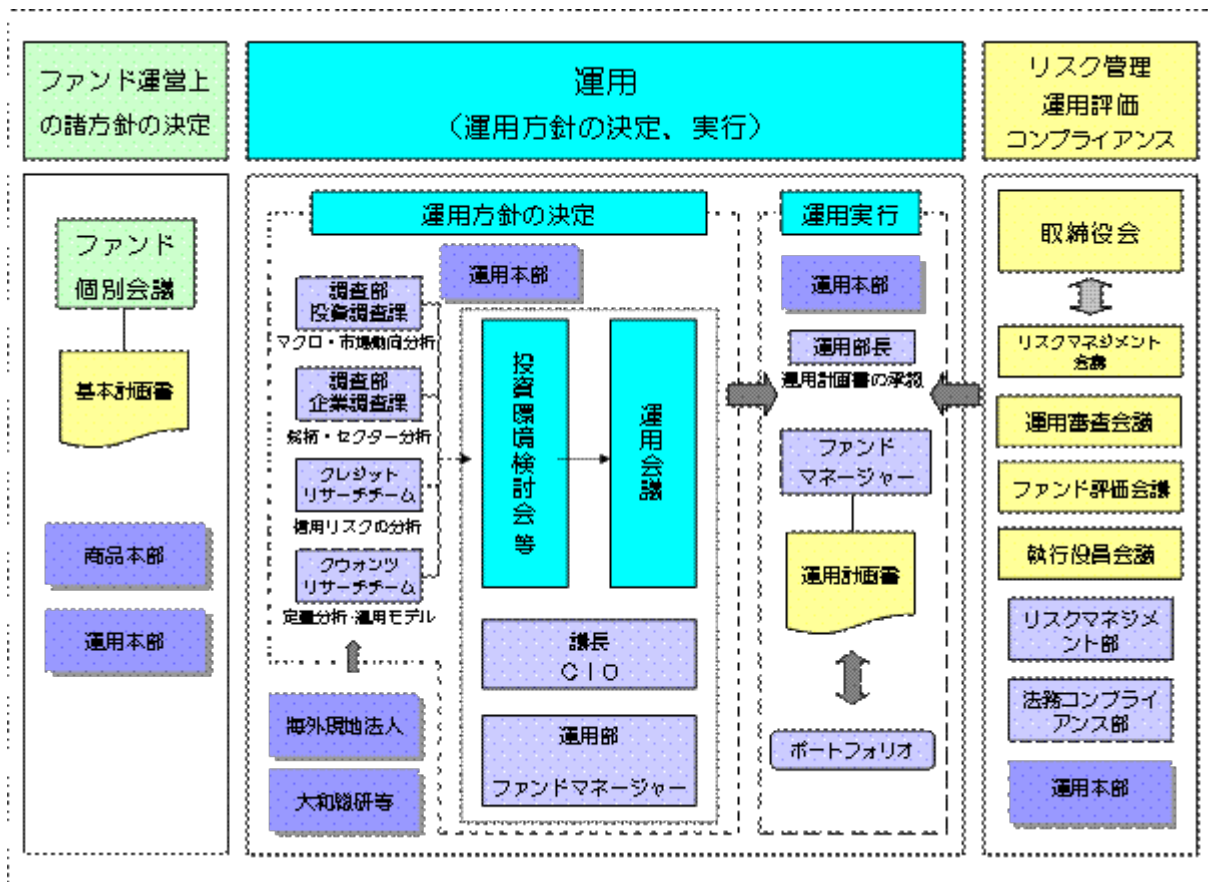
| | |
|---------|--|
| 主要な投資対象 | チャイナ・エクイティ・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、中国地域の株式に投資します。 |
| 委託会社の名称 | 大和住銀投信投資顧問株式会社 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (1~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ. ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ. 執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成27年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

八．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドについて

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

1. BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|-----------------------|--|
| 主な投資制限 | <p>マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> |
| マザーファンドの運用指図 権限の委託 | <p>委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 委託先名称：BNPパリバ アセットマネジメント ブラジル 所在地：ブラジル連邦共和国 前 の委託を受けた者は、この信託契約に関し、この信託財産からは報酬を受取しません。前 の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が支払うものとし、その額は委託を受けた者と委託者との間で別途合意されるところに従うものとし、 前 の規定に係らず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託の内容を変更することができます。</p> |
| 収益分配方針 | <p>毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配額は、委託者が、基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。</p> |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | <p>委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合または信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> |

2. ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|--------|--|
| 主な投資制限 | <p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> |
|--------|--|

| | |
|-----------------------|--|
| マザーファンドの運用指図 権限の委託 | <p>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次のものに委託します。 Deka Investment GmbH（「デカ・インベストメント社」といいます。） 所在地：ドイツ</p> <p>前 の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。</p> <p>前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> |
| 収益分配方針 | <p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益とします。</p> <p>原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</p> <p>留保額は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p> |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | <p>受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> |

3. ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|-----------------------|--|
| 主な投資制限 | <p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> |
| マザーファンドの運用指図 権限の委託 | <p>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限の一部を次のものに委託します。 ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 所在地：シンガポール</p> <p>前 の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。</p> <p>前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> |
| 収益分配方針 | <p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益とします。</p> <p>原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</p> <p>留保額は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p> |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | <p>受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> |

4. チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

| | |
|-----------------------|--|
| 主な投資制限 | <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> |
| マザーファンドの運用指図 権限の委託 | <p>委託者は、運用指図に関する権限を次のものに委託します。（ただし、株式等の発注に関しては、委託者が行なう場合があります。） Daiwa SB Investments HK Ltd. （ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド） 所在地：香港 前 の委託を受けたものが受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該報酬の率は当該証券投資信託約款で定めるものとします。 前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> |
| 収益分配方針 | <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行いません。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。</p> |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | <p>委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> |

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。実質的な組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※イメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドにおいて、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である株式が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

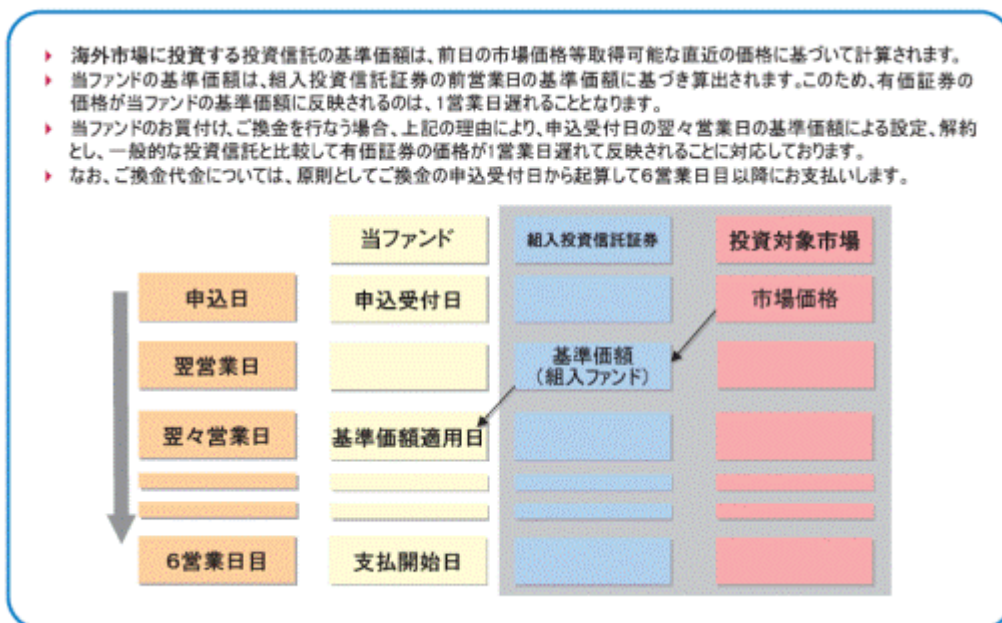
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証券等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象ファンドの設定・解約申込み受付けの停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

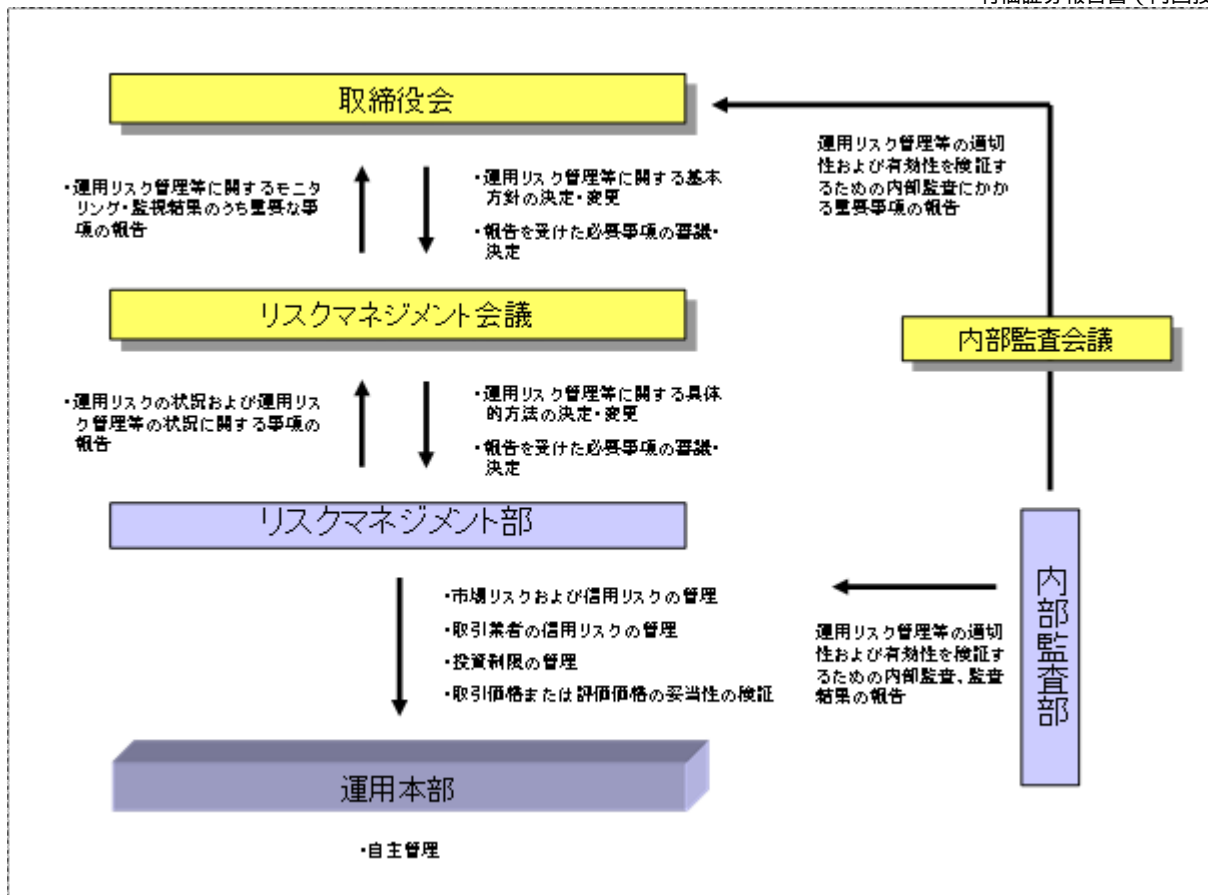


(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



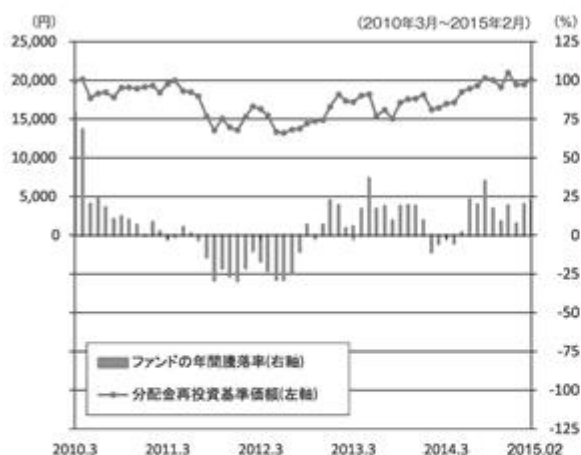
流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

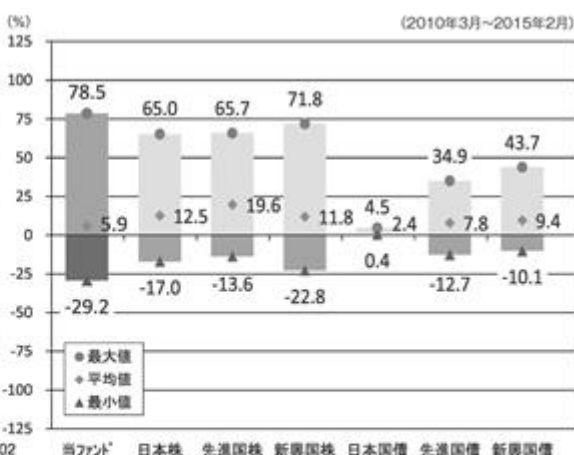
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.9072%（税抜0.84%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 年率0.10% （税抜） | 年率0.70% （税抜） | 年率0.04% （税抜） |

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.82% ± 0.02%程度（税込）です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドのその他の手数料等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

() 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。N I S Aをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で

非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成27年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成27年2月27日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 115,657,523 | 96.98 |
| 内 日本 | 115,657,523 | 96.98 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 3,607,016 | 3.02 |
| 純資産総額 | 119,264,539 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年2月27日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|---------------------|----|----------|--------------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 1 | チャイナ龍翔 | 日本 | 投資信託受益証券 | 12,192,764 | 2.4766 30,196,599 | 2.4961 30,434,358 | 25.52 |
| 2 | ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド | 日本 | 投資信託受益証券 | 12,033,676 | 2.4338 29,287,560 | 2.4173 29,089,004 | 24.39 |
| 3 | BNPパリバ・ブラジル株式ファンド | 日本 | 投資信託受益証券 | 22,412,452 | 1.2753 28,582,600 | 1.2824 28,741,728 | 24.10 |
| 4 | ダイワ・ロシア株ファンド | 日本 | 投資信託受益証券 | 10,597,506 | 2.6827 28,429,929 | 2.5848 27,392,433 | 22.97 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 96.98% |
| 合計 | 96.98% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末 (平成21年8月20日) | 380,445,117 | 468,708,896 | 1.2931 | 1.5931 |
| 第2計算期間末 (平成22年2月22日) | 603,306,191 | 646,205,019 | 1.4063 | 1.5063 |
| 第3計算期間末 (平成22年8月20日) | 652,174,560 | 652,174,560 | 1.3861 | 1.3861 |
| 第4計算期間末 (平成23年2月21日) | 503,687,405 | 514,295,482 | 1.4244 | 1.4544 |
| 第5計算期間末 (平成23年8月22日) | 330,966,402 | 330,966,402 | 1.1290 | 1.1290 |
| 第6計算期間末 (平成24年2月20日) | 318,920,147 | 318,920,147 | 1.2197 | 1.2197 |
| 第7計算期間末 (平成24年8月20日) | 250,277,951 | 250,277,951 | 1.0634 | 1.0634 |
| 第8計算期間末 (平成25年2月20日) | 369,335,353 | 374,856,900 | 1.3378 | 1.3578 |
| 第9計算期間末 (平成25年8月20日) | 234,924,633 | 234,924,633 | 1.1566 | 1.1566 |
| 第10計算期間末 (平成26年2月20日) | 199,670,466 | 199,670,466 | 1.2045 | 1.2045 |

| | | | | |
|--------------------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 平成26年2月末日 | 196,677,731 | - | 1.2023 | - |
| 3月末日 | 201,480,285 | - | 1.2426 | - |
| 4月末日 | 195,939,761 | - | 1.2544 | - |
| 5月末日 | 180,561,826 | - | 1.3543 | - |
| 6月末日 | 141,230,265 | - | 1.3854 | - |
| 7月末日 | 142,838,432 | - | 1.4133 | - |
| 第11計算期間末 (平成26年8月20日) | 138,791,601 | 143,792,616 | 1.3876 | 1.4376 |
| 8月末日 | 144,009,480 | - | 1.4323 | - |
| 9月末日 | 138,361,136 | - | 1.4144 | - |
| 10月末日 | 126,424,289 | - | 1.3499 | - |
| 11月末日 | 137,015,209 | - | 1.4810 | - |
| 12月末日 | 119,509,740 | - | 1.3726 | - |
| 平成27年1月末日 | 116,915,013 | - | 1.3734 | - |
| 第12計算期間末 (平成27年2月20日) | 120,933,904 | 120,933,904 | 1.4306 | 1.4306 |
| 2月末日 | 119,264,539 | - | 1.4194 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.3000 |
| 第2計算期間 | 0.1000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 0.0300 |
| 第5計算期間 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 0.0200 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 0.0500 |
| 第12計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 59.3 |
| 第2計算期間 | 16.5 |

| | |
|---------|------|
| 第3計算期間 | 1.4 |
| 第4計算期間 | 4.9 |
| 第5計算期間 | 20.7 |
| 第6計算期間 | 8.0 |
| 第7計算期間 | 12.8 |
| 第8計算期間 | 27.7 |
| 第9計算期間 | 13.5 |
| 第10計算期間 | 4.1 |
| 第11計算期間 | 19.4 |
| 第12計算期間 | 3.1 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|-------------|-------------|
| 第1計算期間 | 156,693,061 | 48,704,704 |
| 第2計算期間 | 243,649,022 | 108,873,336 |
| 第3計算期間 | 157,022,380 | 115,510,855 |
| 第4計算期間 | 37,212,414 | 154,109,651 |
| 第5計算期間 | 8,945,270 | 69,400,974 |
| 第6計算期間 | 15,782,697 | 47,453,691 |
| 第7計算期間 | 1,930,520 | 28,045,307 |
| 第8計算期間 | 89,066,205 | 48,349,938 |
| 第9計算期間 | 3,239,586 | 76,195,700 |
| 第10計算期間 | 22,980,110 | 60,331,552 |
| 第11計算期間 | 383,167 | 66,132,654 |
| 第12計算期間 | 1,570,999 | 17,056,979 |

(注) 当初設定数量は186,224,240口です。

(参考) 投資信託証券

B N P パリバ・ブラジル株式ファンド (F0Fs用) (適格機関投資家専用)

(1) 投資状況 (平成27年2月27日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 27,628,331 | 97.10 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 824,992 | 2.90 |

| | | |
|-----------|------------|--------|
| 合計(純資産総額) | 28,453,323 | 100.00 |
|-----------|------------|--------|

(2) 投資資産(平成27年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|--------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | BNPパリバ・ブラジル株式マ ザーファンド | 49,530,892 | 0.6274 | 31,075,682 | 0.5578 | 27,628,331 | 97.10 |

ロ. 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 97.10 |
| 合計 | 97.10 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考情報> マザーファンド

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド

投資状況（平成27年2月27日現在）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|------|----------------|---------|
| 株式 | ブラジル | 18,245,639,856 | 97.18 |
| 新株予約権付社債券等 | ブラジル | 144,771,883 | 0.77 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 383,887,159 | 2.05 |
| 合計(純資産総額) | | 18,774,298,898 | 100.00 |

投資資産（平成27年2月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|----------------------------------|-------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | ブラジル | 株式 | ITAU UNIBANCO HOLDING SA PREF | 銀行 | 1,592,226 | 1,481.95 | 2,359,606,326 | 1,513.96 | 2,410,575,391 | 12.84 |
| 2 | ブラジル | 株式 | BANCO BRADESCO-ADR | 銀行 | 910,760 | 1,680.51 | 1,530,545,203 | 1,570.78 | 1,430,608,966 | 7.62 |
| 3 | ブラジル | 株式 | ITAUSA- INVESTIMENTOS ITAU-PR | 銀行 | 2,733,221 | 398.76 | 1,089,903,683 | 421.07 | 1,150,878,460 | 6.13 |
| 4 | ブラジル | 株式 | SUZANO PAPEL E CELULOSE SA | 素材 | 1,479,836 | 448.56 | 663,805,891 | 496.58 | 734,862,880 | 3.91 |
| 5 | ブラジル | 株式 | BB SEGURIDADE PARTICIPACOES | 保険 | 531,307 | 1,286.19 | 683,363,663 | 1,356.78 | 720,867,987 | 3.84 |
| 6 | ブラジル | 株式 | KROTON EDUCACIONAL SA COMMON | 消費者 サービス | 1,509,112 | 582.19 | 878,604,710 | 472.37 | 712,859,839 | 3.80 |
| 7 | ブラジル | 株式 | PETROLEO BRAS-PR | エネルギー | 1,829,513 | 504.83 | 923,609,975 | 380.44 | 696,021,389 | 3.71 |
| 8 | ブラジル | 株式 | CCR SA | 運輸 | 1,004,978 | 683.72 | 687,129,990 | 675.92 | 679,293,574 | 3.62 |
| 9 | ブラジル | 株式 | BM&F BOVESPA SA | 各種金融 | 1,523,901 | 409.49 | 624,033,386 | 410.39 | 625,408,970 | 3.33 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------|----|------------------------------|-----------------|-----------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| 10 | ブラジル | 株式 | AMBEV SA | 食品・飲料・タバコ | 821,191 | 678.05 | 556,815,508 | 751.03 | 616,740,719 | 3.29 |
| 11 | ブラジル | 株式 | CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF | 食品・生活必需品 小売り | 156,820 | 4,177.05 | 655,045,170 | 3,907.00 | 612,696,995 | 3.26 |
| 12 | ブラジル | 株式 | BRF SA | 食品・飲料・タバコ | 202,074 | 2,609.73 | 527,359,307 | 2,749.67 | 555,638,836 | 2.96 |
| 13 | ブラジル | 株式 | CIELO SA | ソフトウェア・サービス | 304,307 | 1,614.51 | 491,307,790 | 1,802.06 | 548,381,420 | 2.92 |
| 14 | ブラジル | 株式 | PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR | エネルギー | 723,960 | 1,116.69 | 808,442,008 | 754.97 | 546,574,669 | 2.91 |
| 15 | ブラジル | 株式 | VALE SA-PREF A | 素材 | 681,436 | 826.44 | 563,171,304 | 755.13 | 514,576,855 | 2.74 |
| 16 | ブラジル | 株式 | BANCO BRADESCO SA-PREF | 銀行 | 317,076 | 1,476.20 | 468,070,381 | 1,562.39 | 495,397,259 | 2.64 |
| 17 | ブラジル | 株式 | MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS | 不動産 | 213,364 | 1,938.31 | 413,567,538 | 2,199.74 | 469,346,179 | 2.50 |
| 18 | ブラジル | 株式 | AMBEV SA-ADR | 食品・飲料・タバコ | 536,660 | 766.27 | 411,230,439 | 759.74 | 407,727,381 | 2.17 |
| 19 | ブラジル | 株式 | COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO | 食品・飲料・タバコ | 327,249 | 1,231.20 | 402,908,969 | 1,152.40 | 377,122,795 | 2.01 |
| 20 | ブラジル | 株式 | VALE SA-SP PREF ADR | 素材 | 471,800 | 939.84 | 443,420,098 | 759.74 | 358,450,003 | 1.91 |
| 21 | ブラジル | 株式 | ALL AMERICA LATINA LOGISTICA | 運輸 | 1,492,652 | 211.76 | 316,093,540 | 230.64 | 344,272,422 | 1.83 |
| 22 | ブラジル | 株式 | GERDAU SA -SPON ADR | 素材 | 820,700 | 503.31 | 413,074,232 | 418.63 | 343,575,961 | 1.83 |
| 23 | ブラジル | 株式 | MINERVA SA | 食品・飲料・タバコ | 896,485 | 466.49 | 418,203,709 | 368.53 | 330,389,865 | 1.76 |
| 24 | ブラジル | 株式 | CPFL ENERGIA SA | 公益事業 | 340,249 | 725.35 | 246,801,247 | 785.91 | 267,407,133 | 1.42 |
| 25 | ブラジル | 株式 | ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR | 銀行 | 148,041 | 1,611.05 | 238,502,766 | 1,515.92 | 224,418,564 | 1.20 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------|----|-----------------------------|-------------------|---------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| 26 | ブラジル | 株式 | LIGHT SA | 公益事業 | 364,673 | 626.70 | 228,544,006 | 615.18 | 224,343,037 | 1.19 |
| 27 | ブラジル | 株式 | COSAN LTD-CLASS A SHARES | 食品・飲 料・タバ コ | 240,540 | 1,130.67 | 271,973,671 | 890.94 | 214,308,367 | 1.14 |
| 28 | ブラジル | 株式 | TELEFONICA BRASIL SA | 電気通信 サービス | 98,614 | 2,059.42 | 203,087,975 | 2,171.01 | 214,092,572 | 1.14 |
| 29 | ブラジル | 株式 | BANCO DO BRASIL SA | 銀行 | 189,000 | 842.55 | 159,242,875 | 944.33 | 178,478,446 | 0.95 |
| 30 | ブラジル | 株式 | BRADSPAR SA PREF | 素材 | 291,667 | 602.87 | 175,839,501 | 540.90 | 157,764,780 | 0.84 |

ロ.種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----------------|---------|-------------|----------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 7.00 |
| | | 素材 | 12.60 |
| | | 資本財 | 0.76 |
| | | 運輸 | 5.91 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 0.61 |
| | | 消費者サービス | 3.80 |
| | | 小売 | 0.31 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 3.26 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 13.61 |
| | | 銀行 | 31.39 |
| | | 各種金融 | 3.33 |
| | | 保険 | 3.84 |
| | | 不動産 | 3.24 |
| | | ソフトウェア・サービス | 2.92 |
| 電気通信サービス | 1.99 | | |
| 公益事業 | 2.62 | | |
| 新株予約権付社債券 等 | | | 0.77 |
| 合計 | | | 97.96 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

(1) 投資状況（平成27年2月27日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 27,613,426 | 99.00 |
| 内 日本 | 27,613,426 | 99.00 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 277,957 | 1.00 |
| 純資産総額 | 27,891,383 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成27年2月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-----------------|----|-------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| | | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 | ダイワ・ロシア株マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 31,453,954 | 0.8836 27,795,859 | 0.8779 27,613,426 | 99.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|------|
|-----------|------|

| | |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 99.00% |
| 合計 | 99.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 マザーファンド

ダイワ・ロシア株マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年2月27日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------|---------------|---------|
| 株式 | | 4,616,543,236 | 93.88 |
| | 内 ロシア | 4,616,543,236 | 93.88 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 300,735,183 | 6.12 |
| 純資産総額 | | 4,917,278,419 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成27年2月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|------------------------------|-----|----|-----------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| | | | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 | MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS | ロシア | 株式 | 生活必 需品 | 67,500 | 5,916.98 399,396,467 | 5,784.59 390,460,163 | 7.94 |
| 2 | SBERBANK | ロシア | 株式 | 金融 | 2,350,000 | 142.52 334,939,978 | 148.01 347,833,065 | 7.07 |

| | | | | | | | | |
|----|----------------------------------|-----|----|------------------|-----------|---------------------------|---------------------------|------|
| 3 | LUKOIL OAO-SPON ADR | ロシア | 株式 | エネルギー | 59,000 | 5,705.16 336,608,112 | 5,730.32 338,089,302 | 6.88 |
| 4 | GAZPROM OAO-SPON ADR | ロシア | 株式 | エネルギー | 420,000 | 614.95 258,281,570 | 593.48 249,264,758 | 5.07 |
| 5 | MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS | ロシア | 株式 | 金融 | 1,600,000 | 148.25 237,204,176 | 150.99 241,593,312 | 4.91 |
| 6 | ROSNEFT OJSC-REG S GDR | ロシア | 株式 | エネルギー | 420,000 | 529.20 222,309,154 | 516.43 216,904,422 | 4.41 |
| 7 | MEGAFON-REG S GDR | ロシア | 株式 | 電気通 信サービ ス | 101,000 | 2,076.49 209,725,561 | 2,146.86 216,832,860 | 4.41 |
| 8 | ALROSA AO | ロシア | 株式 | 素材 | 1,560,000 | 144.91 226,064,358 | 136.68 213,226,135 | 4.34 |
| 9 | MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR | ロシア | 株式 | 電気通 信サービ ス | 173,000 | 1,185.54 205,099,077 | 1,170.03 202,416,695 | 4.12 |
| 10 | NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S | ロシア | 株式 | エネルギー | 19,000 | 10,346.67 196,586,778 | 10,126.02 192,394,437 | 3.91 |
| 11 | AK TRANSNEFT OAO-PREF | ロシア | 株式 | エネルギー | 695 | 279,959.48 194,571,844 | 267,149.89 185,669,174 | 3.78 |
| 12 | SEVERSTAL - GDR REG S | ロシア | 株式 | 素材 | 130,000 | 1,356.09 176,292,987 | 1,346.55 175,052,579 | 3.56 |
| 13 | MMC NORILSK NICKEL JSC- ADR | ロシア | 株式 | 素材 | 75,000 | 2,148.17 161,120,948 | 2,164.15 162,311,561 | 3.30 |
| 14 | URALKALI PJSC-SPON GDR- REG S | ロシア | 株式 | 素材 | 90,000 | 1,690.05 152,109,772 | 1,654.27 148,884,741 | 3.03 |
| 15 | VTB BANK OJSC-GDR-REG S | ロシア | 株式 | 金融 | 550,000 | 255.23 140,380,790 | 269.43 148,187,012 | 3.01 |
| 16 | GAZPROM OAO | ロシア | 株式 | エネルギー | 450,000 | 310.93 139,921,601 | 295.67 133,051,649 | 2.71 |
| 17 | TATNEFT-CLS | ロシア | 株式 | エネルギー | 200,000 | 663.49 132,699,802 | 638.69 127,738,170 | 2.60 |
| 18 | ROSTELECOM | ロシア | 株式 | 電気通 信サービ ス | 700,000 | 177.71 124,398,610 | 175.08 122,561,852 | 2.49 |
| 19 | SURGUTNEFTEGAS- PREFERENCE | ロシア | 株式 | エネルギー | 1,500,000 | 77.16 115,790,970 | 77.28 115,930,440 | 2.36 |
| 20 | LUKOIL OAO | ロシア | 株式 | エネルギー | 20,000 | 5,788.17 115,763,462 | 5,723.17 114,463,419 | 2.33 |

| | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|-----|----|--------------|------------|-------------------------|-------------------------|------|
| 21 | RUSHYDRO JSC | ロシア | 株式 | 公益事業 | 90,000,000 | 1.07 96,608,700 | 1.19 107,343,000 | 2.18 |
| 22 | SURGUTNEFTEGAS | ロシア | 株式 | エネルギー | 1,530,000 | 67.14 102,802,794 | 67.62 103,467,918 | 2.10 |
| 23 | TATNEFT-SPONSORED ADR | ロシア | 株式 | エネルギー | 18,000 | 4,031.32 72,563,868 | 3,900.12 70,202,322 | 1.43 |
| 24 | MMC NORILSK NICKEL OJSC | ロシア | 株式 | 素材 | 3,000 | 21,946.39 65,839,187 | 21,631.28 64,893,853 | 1.32 |
| 25 | SEVERSTAL | ロシア | 株式 | 素材 | 48,000 | 1,364.44 65,493,542 | 1,333.79 64,022,228 | 1.30 |
| 26 | URALKALI | ロシア | 株式 | 素材 | 150,000 | 341.82 51,274,173 | 328.46 49,270,437 | 1.00 |
| 27 | SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR | ロシア | 株式 | 電気通 信サービス | 57,500 | 818.19 47,046,052 | 840.85 48,349,076 | 0.98 |
| 28 | NOVOLIPET STEEL-GDR REG S | ロシア | 株式 | 素材 | 22,500 | 1,639.96 36,899,156 | 1,610.14 36,228,263 | 0.74 |
| 29 | TMK-GDR REG S | ロシア | 株式 | エネルギー | 60,000 | 363.17 21,790,629 | 369.73 22,184,220 | 0.45 |
| 30 | ROSNEFT OAO | ロシア | 株式 | エネルギー | 15,000 | 532.89 7,993,475 | 514.41 7,716,173 | 0.16 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 93.88% |
| 合計 | 93.88% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|----------|--------|
| エネルギー | 38.17% |
| 素材 | 18.59% |
| 生活必需品 | 7.94% |
| 金融 | 15.00% |
| 電気通信サービス | 12.00% |
| 公益事業 | 2.18% |
| 合計 | 93.88% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

(1) 投資状況（平成27年2月27日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 28,966,008 | 99.82 |
| 内 日本 | 28,966,008 | 99.82 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 52,785 | 0.18 |
| 純資産総額 | 29,018,793 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成27年2月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------------------|----|-------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 33,236,958 | 0.8117 26,978,440 | 0.8715 28,966,008 | 99.82 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 99.82% |
| 合計 | 99.82% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 マザーファンド

ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年2月27日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 株式 | 17,634,630,467 | 95.23 |
| 内 インド | 17,634,630,467 | 95.23 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 882,889,235 | 4.77 |
| 純資産総額 | 18,517,519,702 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|--------------|-------------|---------|
| 株価指数先物取引(買建) | 427,636,622 | 2.31 |
| 内 シンガポール | 427,636,622 | 2.31 |
| 為替予約取引(買建) | 131,186,000 | 0.71 |
| 内 日本 | 131,186,000 | 0.71 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成27年2月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------------|-----|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|
| 1 | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE | インド | 株式 | 金融 | 637,300 | 2,192.38 1,397,206,961 | 2,624.11 1,672,348,490 | 9.03 |
| 2 | ITC LTD | インド | 株式 | 生活必 需品 | 1,627,100 | 763.34 1,242,035,846 | 771.51 1,255,336,124 | 6.78 |
| 3 | RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A | インド | 株式 | エネル ギー | 309,976 | 3,311.77 1,026,590,340 | 3,279.92 1,016,698,032 | 5.49 |
| 4 | STATE BANK OF INDIA | インド | 株式 | 金融 | 1,798,400 | 597.73 1,074,962,132 | 564.33 1,014,891,072 | 5.48 |
| 5 | LARSEN & TOUBRO LTD | インド | 株式 | 資本財・ サービス | 254,800 | 2,947.68 751,070,298 | 3,272.19 833,755,923 | 4.50 |
| 6 | ICICI BANK LTD-SPON ADR | インド | 株式 | 金融 | 562,700 | 1,354.31 762,106,678 | 1,326.28 746,299,106 | 4.03 |
| 7 | TATA MOTORS LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 599,900 | 984.91 590,853,927 | 1,093.26 655,851,173 | 3.54 |
| 8 | MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 543,539 | 787.60 428,094,034 | 879.84 478,227,354 | 2.58 |
| 9 | SHRIRAM TRANSPORT FINANCE | インド | 株式 | 金融 | 172,600 | 2,182.82 376,755,128 | 2,282.67 393,988,842 | 2.13 |
| 10 | MAHINDRA & MAHINDRA LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 148,400 | 2,441.98 362,390,574 | 2,436.72 361,609,248 | 1.95 |
| 11 | SESA STERLITE LTD | インド | 株式 | 素材 | 882,600 | 409.30 361,252,593 | 406.08 358,412,828 | 1.94 |
| 12 | ADANI PORTS AND SPECIAL ECON | インド | 株式 | 資本財・ サービス | 555,056 | 571.94 317,463,102 | 638.23 354,256,166 | 1.91 |
| 13 | HERO MOTOCORP LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 67,051 | 6,103.92 409,274,034 | 5,113.38 342,857,745 | 1.85 |
| 14 | ACC LTD | インド | 株式 | 素材 | 88,006 | 2,798.25 246,262,790 | 3,197.80 281,426,027 | 1.52 |
| 15 | HINDALCO INDUSTRIES LTD | インド | 株式 | 素材 | 960,500 | 298.74 286,939,770 | 292.01 280,478,006 | 1.51 |
| 16 | ASIAN PAINTS LTD | インド | 株式 | 素材 | 177,102 | 1,496.13 264,968,944 | 1,544.20 273,481,794 | 1.48 |

| | | | | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|----|------------|---------|-------------------------|-------------------------|------|
| 17 | OIL & NATURAL GAS CORP LTD | インド | 株式 | エネルギー | 407,900 | 668.94 272,863,685 | 622.73 254,012,587 | 1.37 |
| 18 | RANBAXY LABORATORIES LTD | インド | 株式 | ヘルスケア | 177,700 | 1,247.80 221,734,949 | 1,311.57 233,065,989 | 1.26 |
| 19 | BHARTI AIRTEL LTD | インド | 株式 | 電気通信サービス | 325,100 | 682.40 221,849,053 | 681.23 221,468,686 | 1.20 |
| 20 | TORRENT PHARMACEUTICALS LTD | インド | 株式 | ヘルスケア | 102,201 | 2,154.26 220,167,782 | 2,088.35 213,431,714 | 1.15 |
| 21 | VOLTAS LTD | インド | 株式 | 資本財・サービス | 429,400 | 491.20 210,923,427 | 490.71 210,714,095 | 1.14 |
| 22 | VA TECH WABAG LTD | インド | 株式 | 公益事業 | 63,108 | 2,870.49 181,151,356 | 3,333.91 210,396,708 | 1.14 |
| 23 | MARICO LTD | インド | 株式 | 生活必需品 | 301,932 | 624.19 188,464,445 | 691.56 208,806,358 | 1.13 |
| 24 | SADBHAV ENGINEERING LTD | インド | 株式 | 資本財・サービス | 346,023 | 496.75 171,889,666 | 595.43 206,033,340 | 1.11 |
| 25 | DABUR INDIA LTD | インド | 株式 | 生活必需品 | 398,103 | 449.28 178,859,716 | 513.72 204,516,459 | 1.10 |
| 26 | MARUTI SUZUKI INDIA LTD | インド | 株式 | 一般消費財・サービス | 28,150 | 6,569.06 184,919,109 | 6,818.85 191,950,839 | 1.04 |
| 27 | LUPIN LTD | インド | 株式 | ヘルスケア | 57,700 | 2,819.50 162,685,439 | 3,310.22 190,999,838 | 1.03 |
| 28 | KARUR VYSYA BANK LTD | インド | 株式 | 金融 | 163,711 | 1,086.15 177,816,485 | 1,133.14 185,508,301 | 1.00 |
| 29 | AUROBINDO PHARMA LTD | インド | 株式 | ヘルスケア | 90,200 | 2,203.98 198,799,673 | 2,000.01 180,401,579 | 0.97 |
| 30 | UNITED SPIRITS LTD | インド | 株式 | 生活必需品 | 26,400 | 5,557.89 146,728,296 | 6,777.81 178,934,184 | 0.97 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 95.23% |
| 合計 | 95.23% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|------------|--------|
| エネルギー | 9.16% |
| 素材 | 8.45% |
| 資本財・サービス | 9.82% |
| 一般消費財・サービス | 13.92% |
| 生活必需品 | 10.90% |
| ヘルスケア | 6.17% |
| 金融 | 28.18% |
| 情報技術 | 2.25% |
| 電気通信サービス | 2.73% |
| 公益事業 | 3.65% |
| 合計 | 95.23% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------------|------------|-------------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 株価指数先物 取引 | シンガポ ール | SGX CNX NIFTY ETS 2015 年3月 | 買建 | 205 | 431,365,300 | 427,636,622 | 2.31% |
| 為替予約取引 | 日本 | 米ドル買/円売 2015年3 月 | 買建 | 1,100,000 | 131,191,797 | 131,186,000 | 0.71% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

(1) 投資状況

(平成27年2月末現在)

| 投資資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計（円） | 投資比率 |
|---------|-------|---------|------|
| | | | |

| | | | |
|-----------------------------------|----|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 (チャイナ・エクイティ・マザーファンド) | 日本 | 30,871,622 | 100.33% |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 102,053 | 0.33% |
| 純資産総額 | | 30,769,569 | 100.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成27年2月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価(円) | 評価単価(円) | 利率(%) | 投資 比率 |
|---|------------------------|---------------|------------|------------|------------|-------|----------|
| | 国・地域 | 業種 | 又は額面金額 | 簿価(円) | 時価(円) | 償還期限 | |
| 1 | チャイナ・エクイティ・マ ザーファンド | 親投資信託受 益証券 | 35,041,569 | 0.7057 | 0.8810 | - | 100.33% |
| | 日本 | - | | 24,728,850 | 30,871,622 | - | |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 種類別 | 投資比率 |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.33% |
| 合計 | 100.33% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(平成27年2月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成27年2月末現在)

該当事項はありません。

参考情報 マザーファンド

チャイナ・エクイティ・マザーファンド

(1) 投資状況

(平成27年2月末現在)

| 投資資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率 |
|-----------------------|--------|---------------|---------|
| 株式 | 中国 | 1,417,440,788 | 48.34% |
| | 香港 | 518,363,828 | 17.68% |
| | ケイマン諸島 | 510,907,143 | 17.42% |
| | 台湾 | 131,172,713 | 4.47% |
| | バミューダ | 114,885,985 | 3.92% |
| | 韓国 | 98,496,640 | 3.36% |
| | シンガポール | 50,443,470 | 1.72% |
| | モーリシャス | 6,483,330 | 0.22% |
| 投資信託受益証券 | 香港 | 12,015,594 | 0.41% |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 72,316,489 | 2.47% |
| 純資産総額 | | 2,932,525,980 | 100.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄
（平成27年2月末現在）
イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 種類 業種 | 株数、口数 又は額面金額 | 簿価単価(円) | 評価単価(円) | 利率(%) 償還期限 | 投資 比率 |
|----|------------------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|---------------|----------|
| | 国・地域 | | | 簿価(円) | 時価(円) | | |
| 1 | TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島 | 株式 ソフトウェア・ サービス | 135,500 | 1,731 234,657,274 | 2,085 282,589,044 | - - | 9.64% |
| 2 | CHINA MOBILE LTD 香港 | 株式 電気通信サー ビス | 162,500 | 1,155 187,693,675 | 1,645 267,419,750 | - - | 9.12% |
| 3 | CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国 | 株式 銀行 | 1,911,100 | 85 163,129,584 | 99 190,758,739 | - - | 6.50% |
| 4 | IND & COMM BK OF CHINA - H 中国 | 株式 銀行 | 1,966,000 | 75 147,859,321 | 87 172,653,726 | - - | 5.89% |
| 5 | BANK OF CHINA LTD - H 中国 | 株式 銀行 | 2,151,000 | 53 116,119,153 | 68 147,878,238 | - - | 5.04% |
| 6 | CHINA LIFE INSURANCE CO-H 中国 | 株式 保険 | 203,000 | 349 71,028,685 | 509 103,342,834 | - - | 3.52% |
| 7 | CNOOC LTD 香港 | 株式 エネルギー | 474,000 | 196 93,313,536 | 171 81,357,739 | - - | 2.77% |
| 8 | PING AN INSURANCE CO-H 中国 | 株式 保険 | 60,000 | 993 59,612,880 | 1,330 79,822,200 | - - | 2.72% |
| 9 | PETROCHINA CO LTD-H 中国 | 株式 エネルギー | 544,000 | 136 74,129,139 | 138 75,467,814 | - - | 2.57% |
| 10 | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H 中国 | 株式 エネルギー | 663,800 | 112 74,935,850 | 100 66,666,363 | - - | 2.27% |
| 11 | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H 中国 | 株式 保険 | 82,800 | 416 34,447,201 | 626 51,893,658 | - - | 1.77% |
| 12 | CAPITALAND LTD シンガポール | 株式 不動産 | 159,500 | 259 41,335,621 | 316 50,443,470 | - - | 1.72% |
| 13 | SAMSUNG ELECTRONICS 韓国 | 株式 テクノロジー・ ハードウェア および機器 | 320 | 150,144 48,046,080 | 149,600 47,872,000 | - - | 1.63% |
| 14 | CHINA MERCHANTS BANK - H 中国 | 株式 銀行 | 162,041 | 222 35,987,231 | 274 44,410,836 | - - | 1.51% |
| 15 | CHINA OVERSEAS LAND & INVEST 香港 | 株式 不動産 | 113,600 | 322 36,690,528 | 368 41,844,673 | - - | 1.43% |
| 16 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MFE | 株式 | 65,000 | 454 | 571 | - | 1.27% |

| | | | | | | | |
|----|--|--|---------|------------|------------|---|-------|
| | 台湾 | 半導体・半導体 製造装置 | | 29,516,500 | 37,173,500 | - | |
| 17 | HENGAN INTL GROUP CO LTD ケイマン諸島 | 株式 家庭用品・パー ソナル用品 | 24,000 | 1,304 | 1,382 | - | 1.13% |
| | | | | 31,319,832 | 33,183,888 | - | |
| 18 | CHINA TELECOM CORP LTD 中国 | 株式 電気通信サー ビス | 414,000 | 55 | 76 | - | 1.09% |
| | | | | 22,922,352 | 31,836,600 | - | |
| 19 | CHINA UNICOM HONG KONG LTD 香港 | 株式 電気通信サー ビス | 150,000 | 166 | 197 | - | 1.01% |
| | | | | 24,961,740 | 29,621,880 | - | |
| 20 | CHINA SHENHUA ENERGY CO - H 中国 | 株式 エネルギー | 91,500 | 350 | 316 | - | 0.99% |
| | | | | 32,085,756 | 28,919,398 | - | |
| 21 | CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD 台湾 | 株式 銀行 | 341,000 | 69 | 79 | - | 0.92% |
| | | | | 23,866,931 | 27,082,220 | - | |
| 22 | CHINA STATE CONSTRUCTION INT ケイマン諸島 | 株式 資本財 | 154,000 | 207 | 169 | - | 0.89% |
| | | | | 32,022,390 | 26,148,460 | - | |
| 23 | BRILLIANCE CHINA AUTOMOTI バミューダ | 株式 自動車・自動車 部品 | 112,000 | 207 | 231 | - | 0.88% |
| | | | | 23,284,869 | 25,941,753 | - | |
| 24 | GREAT WALL MOTOR COMPANY-H 中国 | 株式 自動車・自動車 部品 | 33,000 | 613 | 749 | - | 0.84% |
| | | | | 20,237,192 | 24,742,575 | - | |
| 25 | CHINA RESOURCES LAND LTD ケイマン諸島 | 株式 不動産 | 72,000 | 275 | 322 | - | 0.79% |
| | | | | 19,821,744 | 23,254,560 | - | |
| 26 | PICC PROPERTY & CASUALTY -H 中国 | 株式 保険 | 90,000 | 165 | 258 | - | 0.79% |
| | | | | 14,917,751 | 23,254,560 | - | |
| 27 | SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS バミューダ | 株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス | 317,000 | 68 | 71 | - | 0.77% |
| | | | | 21,647,042 | 22,719,643 | - | |
| 28 | AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN ケイマン諸島 | 株式 テクノロジー・ ハードウェア および機器 | 28,000 | 673 | 801 | - | 0.77% |
| | | | | 18,864,575 | 22,436,344 | - | |
| 29 | CHINA CITIC BANK 中国 | 株式 銀行 | 242,000 | 73 | 90 | - | 0.75% |
| | | | | 17,902,627 | 21,996,783 | - | |
| 30 | HYUNDAI MOTOR CO LTD | 株式 | 1,200 | 26,384 | 17,788 | - | 0.73% |

| | | | | | |
|----|---------------|------------|------------|---|--|
| 韓国 | 自動車・自動車 部品 | 31,660,800 | 21,346,560 | - | |
|----|---------------|------------|------------|---|--|

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 種類別 | 投資比率 |
|----------|--------|
| 株式 | 97.12% |
| 投資信託受益証券 | 0.41% |
| 合計 | 97.53% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種別 | 投資比率 |
|------------------------|--------|
| （海外） | |
| 銀行 | 21.45% |
| 電気通信サービス | 11.47% |
| ソフトウェア・サービス | 9.87% |
| エネルギー | 9.52% |
| 保険 | 9.11% |
| 不動産 | 5.14% |
| 資本財 | 4.45% |
| テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 4.41% |
| 公益事業 | 4.22% |
| 自動車・自動車部品 | 4.06% |
| 素材 | 2.93% |
| 半導体・半導体製造装置 | 2.12% |
| 各種金融 | 2.12% |
| 運輸 | 1.51% |
| 家庭用品・パーソナル用品 | 1.13% |
| 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 0.77% |
| 小売 | 0.72% |
| 耐久消費財・アパレル | 0.52% |
| ヘルスケア機器・サービス | 0.51% |
| 食品・飲料・タバコ | 0.43% |
| 食品・生活必需品小売り | 0.32% |
| 消費者サービス | 0.18% |
| 商業・専門サービス | 0.14% |
| 小計 | 97.12% |
| 合計 | 97.12% |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

（平成27年2月末現在）
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
（平成27年2月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

2015年2月27日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 14,194円 |
| 純資産総額 | 1.1億円 |



基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|--------|
| 1カ月間 | 3.3% |
| 3カ月間 | -4.2% |
| 6カ月間 | -0.9% |
| 1年間 | 22.3% |
| 3年間 | 20.9% |
| 5年間 | 11.7% |
| 設定末 | 101.1% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 500円 設定来分配金合計額: 5,000円

| 決算期 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 09年8月 | 10年2月 | 10年8月 | 11年2月 | 11年8月 | 12年2月 | 12年8月 | 13年2月 | 13年8月 | 14年2月 | 14年8月 | 15年2月 |
| 分配金 | 3,000円 | 1,000円 | 0円 | 300円 | 0円 | 0円 | 0円 | 200円 | 0円 | 0円 | 500円 | 0円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

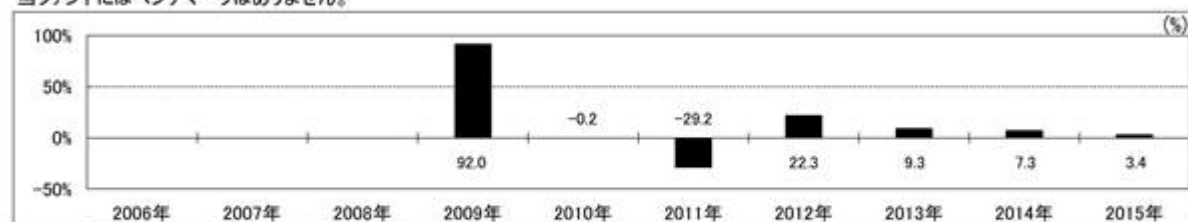
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド | | |
|------------------------|---------------------|-------|
| 運用会社名 | ファンド名 | 比率 |
| 大和住銀投信投資顧問 | チャイナ龍翔 | 25.5% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド | 24.4% |
| BNPパリバ インベストメント・パートナーズ | BNPパリバ・ブラジル株式ファンド | 24.1% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・ロシア株ファンド | 23.0% |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | 97.0% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2009年は設定日(2月13日)から年末、2015年は2月27日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ロシア取引システム（RTS）、インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所、シンガポール証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成21年2月13日から平成30年2月20日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌2月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成21年2月13日から平成21年8月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同

じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成26年8月21日から平成27年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワBRICSリターンズ・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 4,242,104 | 2,946,355 |
| 投資信託受益証券 | 136,346,716 | 118,583,659 |
| 未収入金 | 4,000,000 | - |
| 流動資産合計 | 144,588,820 | 121,530,014 |
| 資産合計 | 144,588,820 | 121,530,014 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 5,001,015 | - |
| 未払受託者報酬 | 37,539 | 28,091 |
| 未払委託者報酬 | 751,659 | 562,850 |
| その他未払費用 | 7,006 | 5,169 |
| 流動負債合計 | 5,797,219 | 596,110 |
| 負債合計 | 5,797,219 | 596,110 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 100,020,310 | 1 84,534,330 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 38,771,291 | 36,399,574 |
| （分配準備積立金） | 6,095,009 | 8,677,688 |
| 元本等合計 | 138,791,601 | 120,933,904 |
| 純資産合計 | 138,791,601 | 120,933,904 |
| 負債純資産合計 | 144,588,820 | 121,530,014 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 自 | 第11期 平成26年2月21日 平成26年8月20日 | 自 | 第12期 平成26年8月21日 平成27年2月20日 |
|-------------------------|---|----------------------------------|---|----------------------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 788 | | 625 |
| 有価証券売買等損益 | | 34,055,332 | | 4,236,943 |
| 営業収益合計 | | 34,056,120 | | 4,237,568 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 37,539 | | 28,091 |
| 委託者報酬 | | 751,659 | | 562,850 |
| その他費用 | | 7,006 | | 5,169 |
| 営業費用合計 | | 796,204 | | 596,110 |
| 営業利益 | | 33,259,916 | | 3,641,458 |
| 経常利益 | | 33,259,916 | | 3,641,458 |
| 当期純利益 | | 33,259,916 | | 3,641,458 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 9,966,417 | | 34,870 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 33,900,669 | | 38,771,291 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 107,419 | | 637,956 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 107,419 | | 637,956 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 13,529,281 | | 6,616,261 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 13,529,281 | | 6,616,261 |
| 分配金 | | 1 5,001,015 | | 1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 38,771,291 | | 36,399,574 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第12期 | |
|-----------------|---|--------------|
| | 自 平成26年8月21日 | 至 平成27年2月20日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第11期 | 第12期 |
|---------------------|--------------|--------------|
| | 平成26年8月20日現在 | 平成27年2月20日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 165,769,797円 | 100,020,310円 |
| 期中追加設定元本額 | 383,167円 | 1,570,999円 |
| 期中一部解約元本額 | 66,132,654円 | 17,056,979円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 100,020,310口 | 84,534,330口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第11期 | 第12期 |
|-----|------------------------------|------------------------------|
| | 自 平成26年2月21日 至 平成26年8月20日 | 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |

| | | |
|------------|--|---|
| 1 分配金の計算過程 | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(614円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(9,712,578円)、投資信託約款に規定される収益調整金(32,676,282円)及び分配準備積立金(1,382,832円)より分配対象額は43,772,306円(1万口当たり4,376.34円)であり、うち5,001,015円(1万口当たり500円)を分配金額としております。</p> | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(545円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,606,043円)、投資信託約款に規定される収益調整金(27,721,886円)及び分配準備積立金(5,071,100円)より分配対象額は36,399,574円(1万口当たり4,305.89円)であり、分配を行っておりません。</p> |
|------------|--|---|

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第12期 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
|-------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | <p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p> |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。</p> <p>なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |
|--------------------------------|--|

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|------------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 21,311,767 | 3,150,909 |
| 合計 | 21,311,767 | 3,150,909 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|----------------------|----------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| |
|--------------------------------------|
| 第12期 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
|--------------------------------------|

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.3876円 (13,876円) | 1.4306円 (14,306円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|-------------|---------------------------------------|------------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用) | 12,033,676 | 29,287,560 | |
| | ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用) | 11,375,443 | 30,516,900 | |
| | BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用) | 22,412,452 | 28,582,600 | |
| | チャイナ龍翔(FOFs用)(適格機関投資家専用) | 12,192,764 | 30,196,599 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 118,583,659 | |
| 合計 | | | 118,583,659 | |

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」受益証券、「ダイワ・ロシア株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」受益証券、「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」受益証券及び「チャイナ龍翔(FOFs用)(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。同ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第12期計算期間(平成26年5月13日から平成26年11月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

財務諸表

BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 注記 番号 | 第11期 | 第12期 |
|-----------------|----------|----------------|-----------------|
| | | (平成26年5月12日現在) | (平成26年11月10日現在) |
| | | 金 額 (円) | 金 額 (円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 1,009,730 | 598,803 |
| 親投資信託受益証券 | | 50,945,286 | 32,127,483 |
| 流動資産合計 | | 51,954,996 | 32,726,086 |
| 資産合計 | | 51,954,996 | 32,726,086 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払受託者報酬 | | 22,827 | 15,883 |
| 未払委託者報酬 | | 231,819 | 182,752 |
| その他未払費用 | | 6,688 | 4,701 |
| 流動負債合計 | | 261,134 | 183,336 |
| 負債合計 | | 261,134 | 183,336 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | *1,*2 | 34,728,948 | 22,727,023 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | 16,964,914 | 9,815,727 |
| (分配準備積立金) | | 10,994,091 | 6,125,034 |
| 元本等合計 | | 51,693,882 | 32,542,750 |
| 純資産合計 | | 51,693,882 | 32,542,750 |
| 負債純資産合計 | | 51,954,996 | 32,726,086 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| 区 分 | 注記 番号 | 第11期 (自 平成25年11月12日 至 平成26年 5月12日) | 第12期 (自 平成26年 5月13日 至 平成26年11月10日) |
|--|----------|--|--|
| | | 金 額 (円) | 金 額 (円) |
| 営業収益 | | | |
| 受取利息 | | 123 | 6 |
| 有価証券売買等損益 | | 3,751,585 | △967,783 |
| 営業収益合計 | | 3,751,708 | △967,777 |
| 営業費用 | | | |
| 受託者報酬 | *1 | 22,627 | 15,883 |
| 委託者報酬 | | 231,819 | 162,752 |
| その他費用 | | 6,688 | 4,701 |
| 営業費用合計 | | 261,134 | 183,336 |
| 営業利益又は 営業損失 (△) | | 3,490,574 | △1,151,113 |
| 経常利益又は 経常損失 (△) | | 3,490,574 | △1,151,113 |
| 当期純利益又は 当期純損失 (△) | | 3,490,574 | △1,151,113 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | | △176,678 | △45,055 |
| 期首剰余金又は 期首欠損金 (△) | | 16,050,344 | 16,964,914 |
| 剰余金増加額又は 欠損金減少額 | | 2,887,983 | 2,334,924 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少 額 | | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少 額 | | 2,887,983 | 2,334,924 |
| 剰余金減少額又は 欠損金増加額 | | 5,640,665 | 8,378,053 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加 額 | | 5,640,665 | 8,378,053 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加 額 | | - | - |
| 分配金 | *2 | - | - |
| 期末剰余金又は 期末欠損金 (△) | | 16,964,914 | 9,815,727 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------|--|
| 有価証券の評価基準 及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基 準価額に基づいて評価しております。 |
|---------------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

| 第11期 (平成26年5月12日現在) | | 第12期 (平成26年11月10日現在) | |
|------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------------|
| *1 | 期首元本額 41,152,941 円 | *1 | 期首元本額 34,728,948 円 |
| | 期中追加設定元本額 8,112,018 円 | | 期中追加設定元本額 5,165,077 円 |
| | 期中解約元本額 14,536,011 円 | | 期中解約元本額 17,167,002 円 |
| *2 | 計算期間末における受益権の総数 34,728,948 □ | *2 | 計算期間末における受益権の総数 22,727,023 □ |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | |
|--|---------|
| 第11期 (自 平成25年11月12日 至 平成26年 5月12日) | |
| *1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 92,311円 |
| *2 分配金の計算過程 (自 平成25年11月12日 至 平成26年5月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(940,954円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(28,315,579円)、及び分配準備積立金(10,053,137円)より分配対象収益は39,309,870円(1万口当たり11,318.98円)ですが当期は分配を行っておりません。 | |

| | |
|---|---------|
| 第12期 (自 平成26年 5月13日 至 平成26年11月10日) | |
| *1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 65,271円 |
| *2 分配金の計算過程 (自 平成26年5月13日 至 平成26年11月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(361,053円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(19,981,679円)、及び分配準備積立金(5,763,981円)より分配対象収益は26,106,713円(1万口当たり11,487.06円)ですが当期は分配を行っておりません。 | |

(金融商品に関する注記)

- ・金融商品の状況に関する事項

| | |
|-----------------------|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式、社債券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

・金融商品の時価等に関する事項

| | 第11期 (平成26年5月12日現在) | 第12期 (平成26年11月10日現在) |
|-----------------------|--|--|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 — (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 — (3) 上記以外の金融商品 同左 |

（有価証券に関する注記）

第11期
(平成26年5月12日現在)

売買目的有価証券 (単位：円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 3,889,191 |
| 合 計 | 3,889,191 |

第12期
(平成28年11月10日現在)

売買目的有価証券 (単位：円)

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額 |
|-----------|-----------------------|
| 親投資信託受益証券 | △928,250 |
| 合 計 | △928,250 |

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

| 第11期 (平成28年5月12日現在) | | 第12期 (平成28年11月10日現在) | |
|------------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 一口当たり純資産額 | 1.4885 円 | 一口当たり純資産額 | 1.4319 円 |
| (一万口当たり純資産額) | 14,885 円) | (一万口当たり純資産額) | 14,319 円) |

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|---------------|--------------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | BNPパリバ・ブラジル 株式マザーファンド | 51,207,338 | 32,127,483 | |
| 合 計 | | 51,207,338 | 32,127,483 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

「BNPパリバ・ブラジル株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」は「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

平成26年 5月12日現在

平成26年11月10日現在

| 資産の部 | | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|----------------|
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | | 411,026,754 | | 573,910,003 |
| コール・ローン | | 44,174,724 | | 3,286,088 |
| 株式 | | 24,242,562,381 | | 21,219,232,688 |
| 社債券 | | 122,374,480 | | 123,943,266 |
| 未収入金 | | 98,183,179 | | 459,516,488 |
| 未収配当金 | | 200,664,031 | | 83,681,484 |
| 未収利息 | | 75,648 | | 179,254 |
| 流動資産合計 | | 25,119,061,197 | | 22,463,749,271 |
| 資産合計 | | 25,119,061,197 | | 22,463,749,271 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 派生商品評価勘定 | | - | | 169,500 |
| 未払金 | | - | | 325,931,658 |
| 未払解約金 | | - | | 250,000,000 |
| 流動負債合計 | | - | | 576,101,158 |
| 負債合計 | | - | | 576,101,158 |
| 純資産の部 | | | | |
| 元本等 | | | | |
| 元本 | *1,*2 | 38,815,361,631 | *1,*2 | 34,883,858,400 |
| 剰余金 | | | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | *3 | 13,696,300,434 | *3 | 12,996,210,287 |
| 元本等合計 | | 25,119,061,197 | | 21,887,648,113 |
| 純資産合計 | | 25,119,061,197 | | 21,887,648,113 |
| 負債純資産合計 | | 25,119,061,197 | | 22,463,749,271 |

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年5月10日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
|--------------------|--|

| | |
|----------------------------|---|
| | <p>(2)社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| (平成26年5月12日現在) | | | | (平成26年11月10日現在) | | | |
|---|----------------|---|---|-----------------|---|--|--|
| *1 本報告書における開示対象ファンドの期首 における当該親投資信託の元本額 | 43,097,761,020 | 円 | *1 本報告書における開示対象ファンドの期首 における当該親投資信託の元本額 | 38,815,361,631 | 円 | | |
| 同期中における追加設定元本額 | 16,369,011 | 円 | 同期中における追加設定元本額 | 10,962,976 | 円 | | |
| 同期中における解約元本額 | 4,298,768,400 | 円 | 同期中における解約元本額 | 3,942,466,207 | 円 | | |
| 同期末における元本の内訳 | | | 同期末における元本の内訳 | | | | |

| | | | | | |
|---|----------------|---|---|----------------|---|
| BNPパリバ・ブラジル・ファンド (株式型) | 31,922,604,126 | 円 | BNPパリバ・ブラジル・ファンド (株式型) | 29,066,696,658 | 円 |
| BNPパリバ・ブラジル・ファンド (バランス型) | 6,814,028,921 | 円 | BNPパリバ・ブラジル・ファンド (バランス型) | 5,765,954,404 | 円 |
| BNPパリバ・ブラジル株式ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用) | 78,728,584 | 円 | BNPパリバ・ブラジル株式ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用) | 51,207,338 | 円 |
| 計 | 38,815,361,631 | 円 | 計 | 34,883,858,400 | 円 |
| *2 本報告書における開示対象ファンドの計算 期間末における受益権の総数 | 38,815,361,631 | 口 | *2 本報告書における開示対象ファンドの計 算期間末における受益権の総数 | 34,883,858,400 | 口 |
| *3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、 13,696,300,434円であります。 | | | *3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、 12,996,210,287円であります。 | | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式、社債券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、保有外貨建資産の売買代金、配当金の受取または支払いのために為替予約を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| | (平成26年5月12日現在) | (平成26年11月10日現在) |
|------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|-----------|--|--|
| 2.時価の算定方法 | (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております (3) 上記以外の金融商品 同左 |
|-----------|--|--|

（有価証券に関する注記）
 （平成26年5月12日現在）
 売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株式 | 343,843,060 |
| 社債券 | 35,770,196 |
| 合 計 | 308,072,864 |

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成26年 11月10日現在）
 売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株式 | 995,779,928 |
| 社債券 | 5,259,402 |
| 合 計 | 990,520,526 |

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（単位：円）

| 区分 | | （平成26年5月12日現在） | | | （平成26年11月10日現在） | | | | |
|-----------|--------------|----------------|-------|----|-----------------|-------------|-------|-------------|---------|
| | | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | | | うち1年超 | | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | | | | | |
| | ブラジルリアル | - | - | - | - | 252,385,500 | - | 252,555,000 | 169,500 |

| | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-------------|---|-------------|---------|
| 合 計 | - | - | - | - | 252,385,500 | - | 252,555,000 | 169,500 |
|-----|---|---|---|---|-------------|---|-------------|---------|

(注) 時価等の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、以下の方法によっています。

- ・ 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・ 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2) 同計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

| (平成26年5月12日現在) | | (平成26年11月10日現在) | |
|----------------|----------|-----------------|----------|
| 一口当たり純資産額 | 0.6471 円 | 一口当たり純資産額 | 0.6274 円 |
| (一万口当たり純資産額) | 6,471 円) | (一万口当たり純資産額) | 6,274 円) |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

| 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価額 | | 備考 |
|-----|----------------------|-----------|-----------|---------------|----------------------------------|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 米ドル | GERDAU SA -SPON ADR | 707,500 | 4.53 | 3,204,975.00 | |
| | PETROBRAS ADR | 140,547 | 10.90 | 1,531,962.30 | |
| | PETROBRAS PREF ADR | 588,560 | 11.27 | 6,633,071.20 | |
| | ITAU UNIBANCO ADR | 82,341 | 14.10 | 1,161,008.10 | |
| | VALE SA-SP PREF ADR | 642,500 | 8.14 | 5,229,950.00 | |
| | BANCO BRADESCO-ADR | 988,260 | 14.10 | 13,934,466.00 | |
| | COSAN LTD-CLASS A SH | 201,240 | 9.42 | 1,895,680.80 | |
| | TIM PART ADR | 30,100 | 25.92 | 780,192.00 | |
| | TELEF BRASIL-ADR | 36,640 | 19.24 | 704,953.60 | |
| | AMBEV SA-ADR | 1,110,360 | 6.42 | 7,128,511.20 | |
| | | 米ドル 小計 | 4,528,048 | - | 42,204,770.20 (4,826,537,520) |

| | | | | |
|------------------------|-----------------|--------|--------------------------------------|--|
| ブラジル リアル | | | | |
| BRF SA | 232,939 | 65.06 | 15,155,011.34 | |
| VALE SA | 3,999 | 24.02 | 96,055.98 | |
| VALE SA-PREF A | 628,998 | 20.70 | 13,020,258.60 | |
| TIM PARTICIPACOES SA | 181,359 | 13.27 | 2,406,633.93 | |
| USIMINAS-PREF A | 482,170 | 5.72 | 2,758,012.40 | |
| ITAUSA-PREF | 3,065,916 | 9.75 | 29,892,681.00 | |
| LOJAS AMERIC-PRF | 35,071 | 14.85 | 520,804.35 | |
| GERDAU-PREF | 10,900 | 11.59 | 126,331.00 | |
| METALURGICA GERDAU-P | 226,480 | 13.88 | 3,143,542.40 | |
| PETROBRAS | 18,577 | 13.77 | 255,805.29 | |
| PETROBRAS-PREF | 1,735,713 | 14.27 | 24,768,624.51 | |
| KROTON UNIT COMMON | 809,612 | 17.70 | 14,330,132.40 | |
| CCR SA | 776,644 | 17.40 | 13,513,605.60 | |
| BRADESCO SA-PREF | 399,876 | 36.10 | 14,435,523.60 | |
| ALL AMERICA LATINA | 371,310 | 6.46 | 2,398,662.60 | |
| SID NACIONAL | 20,800 | 7.87 | 163,696.00 | |
| BRADESPAR SA PREF | 249,267 | 14.90 | 3,714,078.30 | |
| SUZANO PAPEL E CELUL | 1,948,298 | 10.95 | 21,333,863.10 | |
| ITAU UNIBANCO HOLDINGS | 1,738,726 | 36.15 | 62,854,944.90 | |
| ULTRAPAR PARTICIPACO | 160,308 | 51.39 | 8,238,228.12 | |
| COSAN | 322,184 | 31.55 | 10,164,905.20 | |
| ROSSI RESIDENCIAL | 196,229 | 0.85 | 166,794.65 | |
| PDG REALTY | 154,425 | 1.08 | 166,779.00 | |
| BR MALLS | 36,827 | 17.00 | 626,059.00 | |
| MARFRIG GLOBAL | 208,534 | 5.80 | 1,209,497.20 | |
| MULTIPLAN | 251,855 | 47.85 | 12,051,261.75 | |
| MINERVA SA | 611,285 | 12.01 | 7,341,532.85 | |
| ESTACIO PARTICIPACOE | 91,900 | 28.94 | 2,659,586.00 | |
| DURATEX SA | 136,524 | 8.22 | 1,122,227.28 | |
| BM&F BOVESPA SA | 1,154,385 | 10.03 | 11,578,481.55 | |
| TELEFONICA BRASIL SA | 95,460 | 49.00 | 4,677,540.00 | |
| CETIP SA-MERCADOS | 135,020 | 31.90 | 4,307,138.00 | |
| DIRECIONAL ENGENHARI | 169,369 | 9.70 | 1,642,879.30 | |
| MILLS ESTRUTURAS E S | 358,176 | 12.00 | 4,298,112.00 | |
| CIA BRASILEIRA PREF | 155,257 | 103.65 | 16,092,388.05 | |
| CIELO SA | 94,898 | 38.65 | 3,667,807.70 | |
| OI SA-PREF | 1,674,480 | 1.20 | 2,009,376.00 | |
| BB SEGURIDADE PARTIC | 684,614 | 31.61 | 21,640,648.54 | |
| AMBEV SA | 1,009,291 | 16.44 | 16,592,744.04 | |
| VIA VAREJO SA | 178,260 | 23.85 | 4,251,501.00 | |
| KLABIN SA-UNIT | 529,686 | 12.49 | 6,615,778.14 | |
| COSAN LOGISTICA SA | 188,797 | 3.80 | 717,428.60 | |
| ブラジルリアル 小計 | 21,534,419 | - | 366,726,961.27 (16,392,695,168) | |
| 合計 | 株 26,062,467 | | 21,219,232,688 (21,219,232,688) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|--------|--------------|----------------|
| 米ドル | 株式10銘柄 | 100% | 22.6% |
| ブラジルレアル | 株式42銘柄 | 99.2% | 76.8% |

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|------------|-----------------|--------|-------------------------------|----|
| | 銘柄 | | | | |
| 社債券 | ブラジルレアル | | | | |
| | KLABIN | 12.24% 2019/1/8 | 44,400 | 2,772,780.00 | |
| | ブラジルレアル 小計 | | 44,400 | 2,772,780.00 (123,943,266) | |
| 合計 | | | | 123,943,266 (123,943,266) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|-----|--------------|----------------|
| ブラジルレアル | 1銘柄 | 0.8% | 0.6% |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ・ロシア株ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用)」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。同ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第12期計算期間(平成26年8月21日から平成27年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

ダイワ・ロシア株ファンド(F0Fs用)(適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

| | 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|--|----------------------|----------------------|
| | | |

| | 金額(円) | 金額(円) |
|-----------------|------------|------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 346,237 | 422,533 |
| 親投資信託受益証券 | 33,531,628 | 29,857,448 |
| 未収入金 | 1,550,000 | - |
| 流動資産合計 | 35,427,865 | 30,279,981 |
| 資産合計 | 35,427,865 | 30,279,981 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 1,500,001 | - |
| 未払受託者報酬 | 8,562 | 6,488 |
| 未払委託者報酬 | 174,153 | 132,132 |
| その他未払費用 | 997 | 741 |
| 流動負債合計 | 1,683,713 | 139,361 |
| 負債合計 | 1,683,713 | 139,361 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 11,729,445 | 11,375,443 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 22,014,707 | 18,765,177 |
| (分配準備積立金) | 8,514,811 | 7,082,560 |
| 元本等合計 | 33,744,152 | 30,140,620 |
| 純資産合計 | 33,744,152 | 30,140,620 |
| 負債純資産合計 | 35,427,865 | 30,279,981 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| | 第11期 | 第12期 |
|-----------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 平成26年2月21日 至 平成26年8月20日 | 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 3 | 3 |
| 有価証券売買等損益 | 2,862,067 | 1,964,180 |
| 営業収益合計 | 2,862,070 | 1,964,177 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 8,562 | 6,488 |

| | | | |
|---|---|------------|------------|
| 委託者報酬 | 1 | 174,153 | 132,132 |
| その他費用 | | 997 | 741 |
| 営業費用合計 | | 183,712 | 139,361 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 2,678,358 | 2,103,538 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 2,678,358 | 2,103,538 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 2,678,358 | 2,103,538 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 966,520 | 512,242 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 28,706,405 | 22,014,707 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 3,978,484 | 2,233,109 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額 | | 3,978,484 | 2,233,109 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 12,382,020 | 3,891,343 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額 | | 12,382,020 | 3,891,343 |
| 分配金 | 2 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 22,014,707 | 18,765,177 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第12期 | |
|---------------------|--|--------------|
| | 自 平成26年8月21日 | 至 平成27年2月20日 |
| 有価証券の評価基準及び評価 方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第11期 | 第12期 |
|------------|--------------|--------------|
| | 平成26年8月20日現在 | 平成27年2月20日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 16,359,391円 | 11,729,445円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,521,519円 | 1,766,893円 |
| 期中一部解約元本額 | 7,151,465円 | 2,120,895円 |

| | | |
|---------------------|-------------|-------------|
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 11,729,445口 | 11,375,443口 |
|---------------------|-------------|-------------|

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分 | 第11期 | 第12期 |
|--|--|---|
| | 自 平成26年2月21日 至 平成26年8月20日 | 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
| 1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 | 79,512円 | 59,994円 |
| 2. 2 分配金の計算過程 | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（95,855円）、投資信託約款に規定される収益調整金（13,499,896円）及び分配準備積立金（8,418,953円）より分配可能額は22,014,707円（1万口当たり18,768.75円）であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益であり、分配を行っておりません。</p> | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,682,617円）及び分配準備積立金（7,082,560円）より分配可能額は18,765,177円（1万口当たり16,496.22円）であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益であり、分配を行っておりません。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第12期 |
|-----------------|---|
| | 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | <p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 1,838,383 | 1,435,350 |
| 合計 | 1,838,383 | 1,435,350 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|----------------------|----------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第12期 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 第11期 平成26年8月20日現在 | 第12期 平成27年2月20日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2,8769円 (28,769円) | 2,6496円 (26,496円) |

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|--------------|-----------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・ロシア株マザーファンド | 33,786,860 | 29,857,448 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 29,857,448 | |
| 合計 | | | 29,857,448 | |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

「ダイワ・ロシア株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）」は、「ダイワ・ロシア株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・ロシア株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成26年8月20日現在 | 平成27年2月20日現在 | |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| | 金額（円） | 金額（円） | |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | 149,400,800 | 179,041,805 | |
| コール・ローン | 82,110,009 | 143,851,223 | |
| 株式 | 4,882,325,319 | 4,730,590,559 | |
| 派生商品評価勘定 | - | 1,200 | |
| 未収入金 | 152,814,880 | 144,859,389 | |
| 未収配当金 | 23,806,916 | - | |
| 流動資産合計 | 5,290,457,924 | 5,198,344,176 | |
| 資産合計 | 5,290,457,924 | 5,198,344,176 | |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | 73,673,983 | 70,072,826 | |
| 未払解約金 | 20,250,000 | 95,000,000 | |
| 流動負債合計 | 93,923,983 | 165,072,826 | |
| 負債合計 | 93,923,983 | 165,072,826 | |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 5,452,637,503 | 5,695,463,702 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2 | 256,103,562 | 662,192,352 |
| 元本等合計 | | 5,196,533,941 | 5,033,271,350 |
| 純資産合計 | | 5,196,533,941 | 5,033,271,350 |
| 負債純資産合計 | | 5,290,457,924 | 5,198,344,176 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区 分 | 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 平成26年8月20日現在 | 平成27年2月20日現在 |
|-----|--------------|--------------|
|-----|--------------|--------------|

| | | | |
|----|--|---|---|
| 1. | 1 期首 | 平成26年2月21日 | 平成26年8月21日 |
| | 期首元本額 | 6,017,062,253円 | 5,452,637,503円 |
| | 期中追加設定元本額 | 233,226,241円 | 751,198,997円 |
| | 期中一部解約元本額 | 797,650,991円 | 508,372,798円 |
| | 期末元本額の内訳 | | |
| | ファンド名 | | |
| | ダイワ・ロシア株ファンド （FOFs用）（適格機関投資家 専用） | 35,185,339円 | 33,786,860円 |
| | ダイワ・ロシア株ファンド | 5,373,055,452円 | 5,632,883,225円 |
| | ダイワ新興4カ国株式ファン ド（ダイワSMA専用） | 44,396,712円 | 28,793,617円 |
| | 計 | 5,452,637,503円 | 5,695,463,702円 |
| 2. | 期末日における受益権の総数 | 5,452,637,503口 | 5,695,463,702口 |
| 3. | 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は256,103,562円でありま す。 | 貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は662,192,352円でありま す。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日 |
|-------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |
|--------------------------------|--|

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成27年2月20日現在 |
|------------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 平成26年8月20日現在 | 平成27年2月20日現在 |
|-----|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 84,305,871 | 440,715,715 |
| 合計 | 84,305,871 | 440,715,715 |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年2月21日から平成26年8月20日まで、及び平成26年8月21日から平成27年2月20日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種 類 | 平成26年8月20日 現在 | | | 平成27年2月20日 現在 | | |
|-----|---------------|-----------|-------------|---------------|-----------|-------------|
| | 契約額等 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | うち | | | うち | | |
| | | | | | | |

| | | 1年超 | | | | 1年超 | | |
|-----------|---|-----|---|---|------------|-----|------------|-------|
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売 建 | - | - | - | - | 35,728,200 | - | 35,727,000 | 1,200 |
| アメリカ・ドル | - | - | - | - | 35,728,200 | - | 35,727,000 | 1,200 |
| 合計 | - | - | - | - | 35,728,200 | - | 35,727,000 | 1,200 |

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 平成26年8月20日現在 | 平成27年2月20日現在 |
|--------------|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.9530円 | 0.8837円 |
| (1万口当たり純資産額) | (9,530円) | (8,837円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | 備考 |
|----|----|-----|-----|----|
|----|----|-----|-----|----|

| | | | 単 価 | 金 額 |
|------------|---------------------------|-------------|-----------|--|
| アメリカ・ドル | | 株 | アメリカ・ドル | アメリカ・ドル |
| | MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR | 193,000 | 9.940 | 1,918,420.000 |
| | VTB BANK OJSC-GDR-REG S | 550,000 | 2.140 | 1,177,000.000 |
| | NOVOLIPET STEEL-GDR REG S | 22,500 | 13.750 | 309,375.000 |
| | TATNEFT-SPONSORED REGS GD | 18,000 | 33.800 | 608,400.000 |
| | JSC MMC NORILSK NICKEL-AD | 50,000 | 18.075 | 903,750.000 |
| | SISTEMA JSFC-REG S SPONS | 57,500 | 6.860 | 394,450.000 |
| | MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS | 73,000 | 49.610 | 3,621,530.000 |
| | MEGAFON-GDR | 101,000 | 17.410 | 1,758,410.000 |
| | URALKALI-SPON GDR | 70,000 | 14.170 | 991,900.000 |
| | NOVATEK OAO-SPONS GDR REG | 20,900 | 86.750 | 1,813,075.000 |
| | LUKOIL-SPON ADR | 56,000 | 47.765 | 2,674,840.000 |
| | OAO ROSNEFT OIL CO-GDR | 440,000 | 4.440 | 1,953,600.000 |
| | TMK-GDR REG S | 60,000 | 3.045 | 182,700.000 |
| | OAO GAZPROM-SPON ADR | 520,000 | 5.156 | 2,681,120.000 |
| | SEVERSTAL-GDR REG S | 130,000 | 11.370 | 1,478,100.000 |
| | SURGUTNEFTEGAZ-PFD-CLS | 1,100,000 | 0.650 | 715,000.000 |
| | ALROSA CO LTD | 1,560,000 | 1.215 | 1,895,400.000 |
| | MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS | 1,600,000 | 1.243 | 1,988,800.000 |
| | SBERBANK-CLS | 2,750,000 | 1.195 | 3,286,250.000 |
| | TRANSNEFT-PFD-CLS | 695 | 2,347.275 | 1,631,356.120 |
| | URALKALI-CLS | 150,000 | 2.866 | 429,900.000 |
| | SEVERSTAL-CLS | 48,000 | 11.440 | 549,120.000 |
| | ROSTELECOM-CLS | 800,000 | 1.490 | 1,192,000.000 |
| | TATNEFT-CLS | 200,000 | 5.563 | 1,112,600.000 |
| | SURGUTNEFTEGAZ-CLS | 1,400,000 | 0.564 | 789,600.000 |
| | MMC NORILSK NICKEL-CLS | 3,000 | 184.006 | 552,018.000 |
| | GAZPROM OAO-CLS | 450,000 | 2.607 | 1,173,150.000 |
| | ROSNEFT OIL COMPANY | 15,000 | 4.468 | 67,020.000 |
| | LUKOIL-CLS | 20,000 | 48.530 | 970,600.000 |
| | FEDERAL HYDROGENERATING C | 100,000,000 | 0.009 | 900,000.000 |
| アメリカ・ドル 小計 | | | | アメリカ・ドル 39,719,484.120 (4,730,590,559) |
| 合計 | | | | 4,730,590,559 [4,730,590,559] |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|---------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 株式 30銘柄 | 100% | 100% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。同ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第12期計算期間（平成26年6月17日から平成26年12月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

| | 第11期 平成26年6月16日現在 | 第12期 平成26年12月16日現在 |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,697,556 | 264,481 |
| 親投資信託受益証券 | 36,946,037 | 30,434,636 |

| | | | |
|-----------------|---|------------|------------|
| 流動資産合計 | | 39,643,593 | 30,699,117 |
| 資産合計 | | 39,643,593 | 30,699,117 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払解約金 | | 1,999,999 | - |
| 未払受託者報酬 | | 10,465 | 7,355 |
| 未払委託者報酬 | | 212,633 | 149,863 |
| その他未払費用 | | 1,253 | 846 |
| 流動負債合計 | | 2,224,350 | 158,064 |
| 負債合計 | | 2,224,350 | 158,064 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 19,052,259 | 13,569,924 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 18,366,984 | 16,971,129 |
| （分配準備積立金） | | 9,758,842 | 10,745,253 |
| 元本等合計 | | 37,419,243 | 30,541,053 |
| 純資産合計 | | 37,419,243 | 30,541,053 |
| 負債純資産合計 | | 39,643,593 | 30,699,117 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| | 第11期 | | 第12期 | |
|-----------|-------------------------------|------------|-------------------------------|-----------|
| | 自 平成25年12月17日 至 平成26年6月16日 | 金額(円) | 自 平成26年6月17日 至 平成26年12月16日 | 金額(円) |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 242 | | 15 |
| 有価証券売買等損益 | | 14,631,830 | | 4,778,599 |
| その他収益 | | - | | 1,257 |
| 営業収益合計 | | 14,632,072 | | 4,779,871 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 10,465 | | 7,355 |
| 委託者報酬 | 1 | 212,633 | | 149,863 |
| その他費用 | | 1,253 | | 846 |
| 営業費用合計 | | 224,351 | | 158,064 |
| 営業利益 | | 14,407,721 | | 4,621,807 |
| 経常利益 | | 14,407,721 | | 4,621,807 |
| 当期純利益 | | 14,407,721 | | 4,621,807 |

| | | |
|-----------------------------|------------|------------|
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 5,258,563 | 725,999 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 18,622,634 | 18,366,984 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,000,248 | 241,067 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額 | 2,000,248 | 241,067 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 11,405,056 | 5,532,730 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額 | 11,405,056 | 5,532,730 |
| 分配金 | 2 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 18,366,984 | 16,971,129 |

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区 分 | 第12期 | |
|-----------------|--|---------------|
| | 自 平成26年6月17日 | 至 平成26年12月16日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 第11期 | 第12期 |
|---------------------|--------------|---------------|
| | 平成26年6月16日現在 | 平成26年12月16日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 39,388,883円 | 19,052,259円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,499,755円 | 258,934円 |
| 期中一部解約元本額 | 23,836,379円 | 5,741,269円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 19,052,259口 | 13,569,924口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分 | 第11期 | 第12期 |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| | 自 平成25年12月17日 至 平成26年6月16日 | 自 平成26年6月17日 至 平成26年12月16日 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 1. | 1 投資信託財産(親投資信託)の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 | 121,841円 | 84,965円 |
| 2. | 2 分配金の計算過程 | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(168円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,852,577円)、投資信託約款に規定される収益調整金(8,786,573円)及び分配準備積立金(3,906,097円)より分配可能額は18,545,415円(1万口当たり9,733.97円)であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益であり、分配を行っておりません。</p> | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,160円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,894,648円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,359,496円)及び分配準備積立金(6,849,445円)より分配可能額は17,104,749円(1万口当たり12,604.90円)であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益であり、分配を行っておりません。</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第12期 |
|-----------------|---|
| | 自 平成26年6月17日 至 平成26年12月16日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。</p> <p>なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第12期 平成26年12月16日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 第11期 平成26年6月16日現在 | 第12期 平成26年12月16日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 9,239,449 | 4,005,205 |
| 合計 | 9,239,449 | 4,005,205 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第11期 平成26年6月16日現在 | 第12期 平成26年12月16日現在 |
|----------------------|-----------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| |
|--|
| <p>第12期</p> <p>自 平成26年6月17日</p> <p>至 平成26年12月16日</p> |
| <p>市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。</p> |

（1口当たり情報）

| | 第11期 平成26年6月16日現在 | 第12期 平成26年12月16日現在 |
|--------------|----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 | 1,9640円 | 2,2506円 |
| （1万口当たり純資産額） | (19,640円) | (22,506円) |

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|--------------|-----------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド | 37,494,932 | 30,434,636 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 30,434,636 | |
| 合計 | | | 30,434,636 | |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

「ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）」は、「ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成26年6月16日現在 | 平成26年12月16日現在 |
|-----------------|------------------|----------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 643,787,716 | 447,429,057 |
| コール・ローン | 19,966,947 | 263,463,111 |
| 株式 | 14,967,421,661 | 16,550,473,427 |
| 派生商品評価勘定 | 15,093,040 | - |
| 未収入金 | - | 69,211,823 |
| 未収配当金 | 42,323,738 | - |
| 差入委託証拠金 | 169,764,642 | 93,426,326 |
| 流動資産合計 | 15,858,357,744 | 17,424,003,744 |
| 資産合計 | 15,858,357,744 | 17,424,003,744 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 14,194,790 |
| 未払金 | 44,532,922 | 35,578,442 |
| 未払解約金 | - | 125,000,000 |
| その他未払費用 | - | 107,633 |
| 流動負債合計 | 44,532,922 | 174,880,865 |
| 負債合計 | 44,532,922 | 174,880,865 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 22,451,002,975 | 21,250,346,482 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2 6,637,178,153 | 4,001,223,603 |
| 元本等合計 | 15,813,824,822 | 17,249,122,879 |
| 純資産合計 | 15,813,824,822 | 17,249,122,879 |
| 負債純資産合計 | 15,858,357,744 | 17,424,003,744 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区 分 | 自 平成26年6月17日 至 平成26年12月16日 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 平成26年6月16日現在 | 平成26年12月16日現在 |
|---------------------------------------|---|---|
| 1. 1 期首 | 平成25年12月17日 | 平成26年6月17日 |
| 期首元本額 | 23,868,596,528円 | 22,451,002,975円 |
| 期中追加設定元本額 | 138,143,430円 | 849,657,115円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,555,736,983円 | 2,050,313,608円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） | 52,450,366円 | 37,494,932円 |
| ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド | 22,398,552,609円 | 21,212,851,550円 |
| 計 | 22,451,002,975円 | 21,250,346,482円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 22,451,002,975口 | 21,250,346,482口 |
| 3. 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,637,178,153円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,001,223,603円であります。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成26年6月17日 至 平成26年12月16日 |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における株価指数先物取引を利用してあります。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成26年12月16日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 平成26年6月16日現在 | 平成26年12月16日現在 |
|-----|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 3,274,986,583 | 312,885,798 |
| 合計 | 3,274,986,583 | 312,885,798 |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成25年12月17日から平成26年6月16日まで、及び平成26年6月17日から平成26年12月16日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 種 類 | 平成26年6月16日 現在 | | | | 平成26年12月16日 現在 | | | |
|-------------------------------------|---------------|-----------|-------------|-------------|----------------|-----------|-------------|-------------|
| | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | (円) | うち 1年超 | | | (円) | うち 1年超 | | |
| 市場取引 株価指数 先物取引 買 建 | 602,089,920 | - | 617,182,960 | 15,093,040 | 413,049,088 | - | 398,854,298 | 14,194,790 |
| 合計 | 602,089,920 | - | 617,182,960 | 15,093,040 | 413,049,088 | - | 398,854,298 | 14,194,790 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 平成26年6月16日現在 | 平成26年12月16日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.7044円 (7,044円) | 0.8117円 (8,117円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---------|-------------------------|---------|---------|---------------------------|----|
| | | | 単 価 | 金 額 | |
| アメリカ・ドル | | 株 | アメリカ・ドル | アメリカ・ドル | |
| | ICICI BANK LTD-SPON ADR | 457,000 | 11.330 | 5,177,810.000 | |
| | RELIANCE INDS-SPONS GDR | 505,593 | 27.800 | 14,055,485.400 | |
| アメリカ・ドル | 小計 | | | アメリカ・ドル 19,233,295.400 | |

| | | | | (2,264,912,866) | |
|---------------------------|-----------|---|-----------|-----------------|--|
| インド・ルピー | | 株 | インド・ルピー | インド・ルピー | |
| TATA STEEL LIMITED | 253,400 | | 400.950 | 101,600,730.000 | |
| MARUTI SUZUKI INDIA LTD | 31,150 | | 3,368.750 | 104,936,562.500 | |
| ACC LIMITED | 88,006 | | 1,435.000 | 126,288,610.000 | |
| TATA POWER COMPANY LIMITE | 845,801 | | 83.850 | 70,920,413.850 | |
| OBEROI REALTY LTD | 168,213 | | 254.750 | 42,852,261.750 | |
| DLF LIMITED | 93,500 | | 144.750 | 13,534,125.000 | |
| ASIAN PAINTS LTD | 222,102 | | 767.250 | 170,407,759.500 | |
| STATE BANK IND | 1,286,600 | | 310.550 | 399,553,630.000 | |
| NTPC LIMITED | 668,260 | | 133.000 | 88,878,580.000 | |
| POWER FINANCE CORP | 108,700 | | 278.750 | 30,300,125.000 | |
| UNITED SPIRITS LIMITED | 32,400 | | 2,850.200 | 92,346,480.000 | |
| POWER GRID CORP OF INDIA | 666,152 | | 134.450 | 89,564,136.400 | |
| VOLTAS LIMITED | 592,100 | | 251.900 | 149,149,990.000 | |
| TITAN INDUSTRIES LIMITED | 191,122 | | 366.550 | 70,055,769.100 | |
| BHARAT PETROLEUM CORP LTD | 138,958 | | 636.350 | 88,425,923.300 | |
| IDEA CELLULAR LIMITED | 327,800 | | 140.000 | 45,892,000.000 | |
| PUNJAB NATIONAL BANK | 94,866 | | 1,096.650 | 104,034,798.900 | |
| MARICO LIMITED | 301,932 | | 320.100 | 96,648,433.200 | |
| CANARA BANK | 140,800 | | 421.450 | 59,340,160.000 | |
| CROMPTON GREAVES LIMITED | 238,300 | | 170.450 | 40,618,235.000 | |
| IRB INFRASTRUCTURE DEVELO | 277,000 | | 246.400 | 68,252,800.000 | |
| ADANI PORTS | 498,456 | | 288.050 | 143,580,250.800 | |
| UNION BANK OF INDIA | 259,400 | | 211.500 | 54,863,100.000 | |
| OIL INDIA LTD | 163,707 | | 535.100 | 87,599,615.700 | |
| ALLAHABAD BANK | 461,400 | | 124.200 | 57,305,880.000 | |
| AUROBINDO PHARMA LTD | 116,000 | | 1,130.250 | 131,109,000.000 | |
| LUPIN LTD | 67,600 | | 1,445.900 | 97,742,840.000 | |
| MOTHERSON SUMI SYSTEMS LT | 676,239 | | 403.900 | 273,132,932.100 | |
| ORIENTAL BANK OF COMMERCE | 187,800 | | 307.800 | 57,804,840.000 | |
| SHRIRAM TRANSPORT FINANCE | 172,200 | | 1,123.750 | 193,509,750.000 | |
| TECH MAHINDRA LTD | 21,000 | | 2,495.750 | 52,410,750.000 | |
| AIA ENGINEERING LTD | 101,600 | | 1,054.000 | 107,086,400.000 | |
| SOBHA LTD | 124,100 | | 488.550 | 60,629,055.000 | |
| TORRENT PHARMACEUTICALS | 102,201 | | 1,104.750 | 112,906,554.750 | |
| RURAL ELECTRIFICATION COR | 136,553 | | 312.950 | 42,734,261.350 | |
| COX & KINGS LTD | 177,583 | | 271.250 | 48,169,388.750 | |
| SADBHAV ENGINEERING LTD | 101,623 | | 245.800 | 24,978,933.400 | |

| | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|--|--|
| ATUL LTD | 14,058 | 1,307.800 | 18,385,052.400 | |
| COAL INDIA LTD | 210,000 | 377.050 | 79,180,500.000 | |
| KARUR VYSYA BANK LTD | 145,911 | 558.400 | 81,476,702.400 | |
| PRESTIGE ESTATES PROJECTS | 221,514 | 234.150 | 51,867,503.100 | |
| BHARTI INFRATEL LTD | 85,500 | 346.850 | 29,655,675.000 | |
| NMDC LTD | 287,147 | 137.500 | 39,482,712.500 | |
| MINDTREE LTD | 44,700 | 1,184.250 | 52,935,975.000 | |
| VA TECH WABAG LTD | 63,108 | 1,472.050 | 92,898,131.400 | |
| HINDALCO INDUSTRIES LIMIT | 960,500 | 153.200 | 147,148,600.000 | |
| INFOSYS LTD | 19,800 | 1,924.800 | 38,111,040.000 | |
| LARSEN & TOUBRO LIMITED | 255,600 | 1,501.200 | 383,706,720.000 | |
| TATA MOTORS LTD | 579,600 | 493.950 | 286,293,420.000 | |
| HOUSING DEVELOPMENT FINAN | 754,300 | 1,124.300 | 848,059,490.000 | |
| RELIANCE INDUSTRIES LIMIT | 64,900 | 878.800 | 57,034,120.000 | |
| OIL & NATURAL GAS CORP LT | 533,600 | 343.050 | 183,051,480.000 | |
| ITC LTD | 1,612,100 | 392.550 | 632,829,855.000 | |
| MAHINDRA & MAHINDRA LTD | 148,400 | 1,252.300 | 185,841,320.000 | |
| HERO MOTOCORP LTD | 67,451 | 3,145.450 | 212,163,747.950 | |
| BHARTI AIRTEL LIMITED | 408,300 | 349.950 | 142,884,585.000 | |
| DABUR INDIA LIMITED | 398,103 | 230.400 | 91,722,931.200 | |
| HCL TECHNOLOGIES LTD | 24,400 | 1,485.300 | 36,241,320.000 | |
| RANBAXY LABORATORIES LTD | 192,700 | 639.900 | 123,308,730.000 | |
| SESA STERLITE LTD | 882,600 | 209.900 | 185,257,740.000 | |
| インド・ルピー 小計 | | | インド・ルピー 7,598,702,426.300 (14,285,560,561) | |
| 合計 | | | 16,550,473,427 [16,550,473,427] | |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|---------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 株式 2銘柄 | 100% | 13.7% |
| インド・ルピー | 株式 60銘柄 | 100% | 86.3% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「チャイナ龍翔(F0Fs用)（適格機関投資家専用）」の状況

同ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第11期計算期間（平成26年4月12日から平成26年10月14日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

財務諸表

チャイナ龍翔（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

| 区分 | 第10期 平成26年4月11日現在 金額（円） | 第11期 平成26年10月14日現在 金額（円） |
|-----------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 55,697,806 | 33,355,324 |
| 流動資産合計 | 55,697,806 | 33,355,324 |
| 資産合計 | 55,697,806 | 33,355,324 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 11,579 | 8,960 |
| 未払委託者報酬 | 214,956 | 166,458 |
| その他未払費用 | 3,390 | 2,605 |
| 流動負債合計 | 229,925 | 178,023 |
| 負債合計 | 229,925 | 178,023 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 29,470,339 | 16,384,074 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 25,997,542 | 16,793,227 |
| （分配準備積立金） | 8,999,179 | 7,026,321 |

| | | |
|---------|------------|------------|
| 元本等合計 | 55,467,881 | 33,177,301 |
| 純資産合計 | 55,467,881 | 33,177,301 |
| 負債純資産合計 | 55,697,806 | 33,355,324 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| 区分 | 第10期 | 第11期 |
|---|--|--|
| | 自 平成25年10月12日 至 平成26年4月11日 金額（円） | 自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日 金額（円） |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 2,736,995 | 2,887,443 |
| 営業収益合計 | 2,736,995 | 2,887,443 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 11,579 | 8,960 |
| 委託者報酬 | 214,956 | 166,458 |
| その他費用 | 3,390 | 2,605 |
| 営業費用合計 | 229,925 | 178,023 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 2,507,070 | 2,709,420 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 2,507,070 | 2,709,420 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 2,507,070 | 2,709,420 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 802,721 | 451,633 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 27,033,269 | 25,997,542 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,342,285 | 971,199 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,342,285 | 971,199 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,082,361 | 12,433,301 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,082,361 | 12,433,301 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 25,997,542 | 16,793,227 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第11期 |
|----------------------------|--|
| | 自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 当ファンドの計算期間は、当計算期末が休日のため、平成26年4月12日から平成26年10月14日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第10期 | 第11期 |
|---------|--------------|---------------|
| | 平成26年4月11日現在 | 平成26年10月14日現在 |
| 1. 元本状況 | | |

| | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 期首元本額 | 32,927,539円 | 29,470,339円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,157,716円 | 1,028,803円 |
| 期中一部解約元本額 | 8,614,916円 | 14,115,068円 |
| 2. 受益権の総数 | 29,470,339口 | 16,384,074口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第10期 自 平成25年10月12日 至 平成26年4月11日 | 第11期 自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日 |
|--|---|
| 1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 101,100円 | 1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 76,425円 |
| 2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。 | 2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第11期 自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日 |
|----------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第11期 平成26年10月14日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第10期（平成26年4月11日現在）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 1,947,887 |
| 合計 | 1,947,887 |

第11期（平成26年10月14日現在）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 2,428,827 |
| 合計 | 2,428,827 |

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第10期（平成26年4月11日現在）
該当事項はありません。

第11期（平成26年10月14日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第11期（自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| 第10期 平成26年4月11日現在 | 第11期 平成26年10月14日現在 |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 1.8822円 「1口 = 1円（10,000口 = 18,822円）」 | 1口当たり純資産額 2.0250円 「1口 = 1円（10,000口 = 20,250円）」 |

（4）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|--------|---------------|------------------------|------------|------------|----|
| 円 | 親投資信託 受益証券 | チャイナ・エクイティ・マザー ファンド | 47,265,587 | 33,355,324 | |
| 合計 1銘柄 | | | 47,265,587 | 33,355,324 | |

参考情報

「チャイナ龍翔(FOFs用)（適格機関投資家専用）」は、「チャイナ・エクイティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

チャイナ・エクイティ・マザーファンド

（1）貸借対照表

| 区分 | 平成26年4月11日現在 金額（円） | 平成26年10月14日現在 金額（円） |
|----------|-----------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 42,996,075 | 40,943,896 |
| コール・ローン | 66,234,203 | 50,766,204 |
| 株式 | 2,491,156,959 | 2,422,609,985 |
| 投資信託受益証券 | 29,573,250 | 19,907,466 |
| 未収入金 | 12,353,133 | 244,260 |
| 未収配当金 | 766,815 | 3,504,088 |
| 流動資産合計 | 2,643,080,435 | 2,537,975,899 |
| 資産合計 | 2,643,080,435 | 2,537,975,899 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 288,200 | 673,982 |
| 流動負債合計 | 288,200 | 673,982 |
| 負債合計 | 288,200 | 673,982 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,050,462,477 | 3,595,388,920 |
| 剰余金 | | |

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 剰余金又は欠損金() | 1,407,670,242 | 1,058,087,003 |
| 元本等合計 | 2,642,792,235 | 2,537,301,917 |
| 純資産合計 | 2,642,792,235 | 2,537,301,917 |
| 負債純資産合計 | 2,643,080,435 | 2,537,975,899 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式、新株予約権証券及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | (1)受取配当金 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 平成26年4月11日現在 | 平成26年10月14日現在 |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 1. 元本状況 | | |
| 開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額 | 4,637,531,729円 | 4,050,462,477円 |
| 期中追加設定元本額 | 19,141,827円 | 5,191,260円 |
| 期中一部解約元本額 | 606,211,079円 | 460,264,817円 |
| 元本の内訳 | | |
| チャイナ龍翔 | 3,965,101,854円 | 3,548,123,333円 |
| チャイナ龍翔(FOFs用)(適格機関投資家専用) | 85,360,623円 | 47,265,587円 |
| 合計 | 4,050,462,477円 | 3,595,388,920円 |
| 2. 受益権の総数 | 4,050,462,477口 | 3,595,388,920口 |
| 3. 元本の欠損 | 1,407,670,242円 | 1,058,087,003円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 平成26年4月12日 至 平成26年10月14日 |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 平成26年10月14日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成26年4月11日現在)

| 種類 | 計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----------|---------------------|
| 株 式 | 110,056,558 |
| 投資信託受益証券 | 4,028,250 |
| 合計 | 106,028,308 |

「計算期間」とは、「チャイナ・エクイティ・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年4月12日から平成26年4月11日まで）を指しております。

(平成26年10月14日現在)

| 種類 | 計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----------|---------------------|
| 株 式 | 606,307 |
| 投資信託受益証券 | 43,994 |
| 合計 | 562,313 |

「計算期間」とは、「チャイナ・エクイティ・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年4月12日から平成26年10月14日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成26年4月11日現在)

該当事項はありません。

(平成26年10月14日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成26年4月12日 至 平成26年10月14日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| 平成26年4月11日現在 | | 平成26年10月14日現在 | |
|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 1口当たり純資産額 | 0.6525円 | 1口当たり純資産額 | 0.7057円 |
| 「1口 = 1円(10,000口 = 6,525円)」 | | 「1口 = 1円(10,000口 = 7,057円)」 | |

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式>

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 (株) | 評価額 | | 備考 |
|-----------|------------------------------|------------|--------|---------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 香港 ・ドル | AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN | 21,000 | 42.700 | 896,700.000 | |
| | AIA GROUP LTD | 12,400 | 41.900 | 519,560.000 | |
| | AIR CHINA LIMITED-H | 116,000 | 4.810 | 557,960.000 | |
| | ANGANG STEEL CO LTD-H | 86,000 | 5.000 | 430,000.000 | |
| | ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H | 51,500 | 24.600 | 1,266,900.000 | |

| | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------|----------------|
| AVICHINA INDUSTRY & TECH-H | 36,000 | 5.840 | 210,240.000 |
| BANK OF CHINA LTD - H | 2,306,000 | 3.490 | 8,047,940.000 |
| BAOXIN AUTO GROUP LTD | 80,000 | 5.890 | 471,200.000 |
| BEIJING ENTERPRISES WATER GR | 158,000 | 5.160 | 815,280.000 |
| BEIJING JINGNENG CLEAN ENE-H | 150,000 | 3.470 | 520,500.000 |
| BRILLIANCE CHINA AUTOMOTI | 60,000 | 12.800 | 768,000.000 |
| BYD CO LTD-H | 13,500 | 49.900 | 673,650.000 |
| CATHAY PACIFIC AIRWAYS | 36,000 | 14.180 | 510,480.000 |
| CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS | 30,000 | 3.030 | 90,900.000 |
| CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H | 100,000 | 3.480 | 348,000.000 |
| CHINA CITIC BANK | 242,000 | 4.780 | 1,156,760.000 |
| CHINA COAL ENERGY CO - H | 144,000 | 4.830 | 695,520.000 |
| CHINA COMMUNICATIONS SERVICE | 144,000 | 3.510 | 505,440.000 |
| CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 2,012,100 | 5.500 | 11,066,550.000 |
| CHINA EVERBRIGHT INTL LTD | 25,000 | 10.340 | 258,500.000 |
| CHINA EVERBRIGHT LTD | 32,000 | 14.480 | 463,360.000 |
| CHINA FOODS LTD | 152,000 | 3.080 | 468,160.000 |
| CHINA GAS HOLDINGS LTD | 52,000 | 12.780 | 664,560.000 |
| CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD | 94,000 | 3.930 | 369,420.000 |
| CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 210,000 | 21.550 | 4,525,500.000 |
| CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H | 150,000 | 7.400 | 1,110,000.000 |
| CHINA MERCHANTS BANK - H | 162,041 | 13.380 | 2,168,108.580 |
| CHINA MERCHANTS HLDGS INT | 42,000 | 24.050 | 1,010,100.000 |
| CHINA MINSHENG BANKING-H | 104,400 | 7.200 | 751,680.000 |
| CHINA MOBILE LTD | 167,000 | 93.600 | 15,631,200.000 |
| CHINA OILFIELD SERVICES-H | 76,000 | 19.280 | 1,465,280.000 |
| CHINA OVERSEAS LAND & INVEST | 119,600 | 21.050 | 2,517,580.000 |
| CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 100,400 | 27.550 | 2,766,020.000 |
| CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | 799,800 | 6.670 | 5,334,666.000 |
| CHINA RAILWAY GROUP LTD - H | 190,000 | 4.170 | 792,300.000 |
| CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H | 40,000 | 7.070 | 282,800.000 |
| CHINA RESOURCES ENTERPRISE | 42,000 | 19.060 | 800,520.000 |
| CHINA RESOURCES LAND LTD | 76,000 | 17.400 | 1,322,400.000 |
| CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS | 60,000 | 20.150 | 1,209,000.000 |
| CHINA SHENHUA ENERGY CO - H | 114,500 | 21.650 | 2,478,925.000 |
| CHINA SHIPPING DEVELOPMEN | 82,000 | 4.650 | 381,300.000 |
| CHINA STATE CONSTRUCTION INT | 168,000 | 11.120 | 1,868,160.000 |
| CHINA TELECOM CORP LTD | 434,000 | 4.670 | 2,026,780.000 |
| CHINA UNICOM HONG KONG LTD | 150,000 | 11.500 | 1,725,000.000 |
| CITIC SECURITIES CO LTD-H | 78,500 | 17.980 | 1,411,430.000 |
| CNOOC LTD | 507,000 | 12.920 | 6,550,440.000 |
| COSCO PACIFIC LIMITED | 92,000 | 10.420 | 958,640.000 |
| CSR CORP LTD-H | 148,000 | 6.950 | 1,028,600.000 |
| CT ENVIRONMENTAL GROUP LTD | 60,000 | 6.870 | 412,200.000 |
| DAPHNE INTERNATIONAL HOLDING | 190,000 | 3.580 | 680,200.000 |
| DIGITAL CHINA HOLDINGS | 20,000 | 7.030 | 140,600.000 |
| DONGFANG ELECTRIC CORPORATION LTD-H | 33,000 | 14.300 | 471,900.000 |
| ENN ENERGY HOLDINGS LTD | 26,000 | 52.850 | 1,374,100.000 |
| FAR EAST GLOBAL GROUP LTD | 250,000 | 1.390 | 347,500.000 |
| FIH MOBILE LTD | 103,000 | 3.940 | 405,820.000 |
| FOSUN INTERNATIONAL | 100,000 | 8.990 | 899,000.000 |
| GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD | 200,000 | 2.600 | 520,000.000 |
| GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD | 385,000 | 3.490 | 1,343,650.000 |
| GOME ELECTRICAL APPLIANCES | 500,000 | 1.250 | 625,000.000 |
| GREAT WALL MOTOR COMPANY-H | 25,000 | 32.200 | 805,000.000 |
| GREENLAND HONG KONG HOLDINGS LTD | 88,000 | 3.000 | 264,000.000 |
| HAIER ELECTRONICS GROUP CO | 16,000 | 19.760 | 316,160.000 |
| HAITONG SECURITIES CO LTD-H | 66,400 | 12.120 | 804,768.000 |
| HENGAN INTL GROUP CO LTD | 24,000 | 78.350 | 1,880,400.000 |
| HUADIAN FUXIN ENERGY CORP -H | 102,000 | 4.490 | 457,980.000 |
| HUADIAN POWER INTL CORP-H | 86,000 | 5.240 | 450,640.000 |
| HUANENG POWER INTL INC-H | 114,000 | 8.460 | 964,440.000 |
| HUANENG RENEWABLES CORP-H | 178,000 | 2.570 | 457,460.000 |
| HUTCHISON WHAMPOA | 6,000 | 97.200 | 583,200.000 |
| IND & COMM BK OF CHINA - H | 2,080,000 | 4.880 | 10,150,400.000 |
| JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H | 36,000 | 12.800 | 460,800.000 |
| KINGSOFT CORP LTD | 10,000 | 17.860 | 178,600.000 |

| | | | | | |
|---------------|-------------------------------|------------|---------------------------------|------------------------------------|--|
| | KUNLUN ENERGY COMPANY LTD | 20,000 | 10.360 | 207,200.000 | |
| | LENOVO GROUP LTD | 44,000 | 10.920 | 480,480.000 | |
| | LI NING CO | 86,000 | 4.080 | 350,880.000 | |
| | LONGFOR PROPERTIES | 64,500 | 9.060 | 584,370.000 | |
| | NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS | 95,000 | 5.920 | 562,400.000 | |
| | ORIENT OVERSEAS INTL LTD | 12,000 | 44.200 | 530,400.000 | |
| | PARKSON RETAIL GROUP LTD | 172,000 | 2.240 | 385,280.000 | |
| | PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD | 61,000 | 6.820 | 416,020.000 | |
| | PETROCHINA CO LTD-H | 586,000 | 9.570 | 5,608,020.000 | |
| | PICC PROPERTY & CASUALTY -H | 90,000 | 14.180 | 1,276,200.000 | |
| | PING AN INSURANCE CO-H | 67,000 | 58.650 | 3,929,550.000 | |
| | SANDS CHINA LTD | 6,000 | 41.650 | 249,900.000 | |
| | SHANGHAI ELECTRIC GRP CORP-H | 190,000 | 4.070 | 773,300.000 | |
| | SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG | 36,000 | 23.200 | 835,200.000 | |
| | SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD | 59,000 | 15.720 | 927,480.000 | |
| | SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS | 317,000 | 5.980 | 1,895,660.000 | |
| | SINOPEC SHANGHAI PETROCHE | 150,000 | 2.560 | 384,000.000 | |
| | SINOPHARM GROUP CO-H | 12,000 | 26.400 | 316,800.000 | |
| | SINOTRANS CO LTD | 146,000 | 5.880 | 858,480.000 | |
| | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 4,000 | 113.000 | 452,000.000 | |
| | TENCENT HOLDINGS LTD | 138,600 | 114.400 | 15,855,840.000 | |
| | TRULY INTERNATIONAL HOLDINGS | 26,000 | 3.970 | 103,220.000 | |
| | XINYI GLASS HOLDING CO LTD | 90,000 | 4.770 | 429,300.000 | |
| | XINYI SOLAR HOLDINGS LTD | 90,000 | 2.630 | 236,700.000 | |
| | ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H | 36,500 | 30.250 | 1,104,125.000 | |
| | ZOOMLION HEAVY INDUSTRY-H | 75,000 | 4.430 | 332,250.000 | |
| | ZTE CORP-H | 41,800 | 17.060 | 713,108.000 | |
| | 小計(香港・ドル) 99銘柄 | 17,680,541 | - | 156,683,990.580 (2,162,239,070) | |
| シンガポール・ドル | CAPITALAND LTD | 159,500 | 3.030 | 483,285.000 | |
| | GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD | 180,000 | 0.490 | 88,200.000 | |
| | 小計(シンガポール・ドル) 2銘柄 | 339,500 | - | 571,485.000 (48,147,611) | |
| 台湾・ドル | CHUNGHWA TELECOM CO LTD | 20,000 | 91.100 | 1,822,000.000 | |
| | CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD | 371,000 | 20.300 | 7,531,300.000 | |
| | HON HAI PRECISION IND | 37,945 | 95.800 | 3,635,131.000 | |
| | MEDIATEK INC | 9,000 | 403.000 | 3,627,000.000 | |
| | QUANTA COMPUTER INC | 20,000 | 71.500 | 1,430,000.000 | |
| | TAIWAN FERTILIZER CO LTD | 36,000 | 50.300 | 1,810,800.000 | |
| | TAIWAN SEMICONDUCTOR MFE | 98,000 | 120.500 | 11,809,000.000 | |
| | YUANTA FINANCIAL HOLDING CO | 243,945 | 14.650 | 3,573,794.250 | |
| 小計(台湾・ドル) 8銘柄 | 835,890 | - | 35,239,025.250 (124,041,368) | | |
| 韓国・ウォン | HYUNDAI MOTOR CO LTD | 1,200 | 178,500.000 | 214,200,000.000 | |
| | POSCO | 600 | 306,000.000 | 183,600,000.000 | |
| | SAMSUNG ELECTRONICS | 320 | 1,108,000.000 | 354,560,000.000 | |
| | SHINSEGAE CO LTD | 600 | 207,000.000 | 124,200,000.000 | |
| | 小計(韓国・ウォン) 4銘柄 | 2,720 | - | 876,560,000.000 (88,181,936) | |
| 合計 | | 18,858,651 | - | 2,422,609,985 (2,422,609,985) | |

< 株式以外の有価証券 >

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|-------|----------|----------------------------------|-------------|-------------------------------|----|
| 香港・ドル | 投資信託受益証券 | ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX ETF | 159,400.000 | 1,442,570.000 | |
| | | 小計(香港・ドル) 1銘柄 | 159,400.000 | 1,442,570.000 (19,907,466) | |
| 合計 | | | | 19,907,466 (19,907,466) | |

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入有価証券 時価比率 | 有価証券の合計 金額に対する比率 |
|-------|-----------|----------------|---------------------|
| 香港・ドル | 外国株式 99銘柄 | 85.22% | 88.52% |

| | | | | |
|-----------|----------|------|-------|-------|
| シンガポール・ドル | 外国株式 | 2 銘柄 | 1.89% | 1.97% |
| 台湾・ドル | 外国株式 | 8 銘柄 | 4.89% | 5.08% |
| 韓国・ウォン | 外国株式 | 4 銘柄 | 3.47% | 3.61% |
| 香港・ドル | 投資信託受益証券 | 1 銘柄 | 0.78% | 0.82% |

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年2月27日

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 119,864,735円 |
| 負債総額 | 600,196円 |
| 純資産総額（ - ） | 119,264,539円 |
| 発行済数量 | 84,025,456口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.4194円 |

(参考) BNPパリバ・ブラジル株式ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

純資産額計算書 平成27年2月27日

| | |
|----------------|-------------|
| 資産総額 | 28,543,601円 |
| 負債総額 | 90,278円 |
| 純資産総額（ - ） | 28,453,323円 |
| 発行済口数 | 22,412,452口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.2695円 |
| （1万口当たり純資産額） | （12,695円） |

参考情報 BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド

純資産額計算書 平成27年2月27日

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 18,780,578,359円 |
| 負債総額 | 6,279,461円 |
| 純資産総額（ - ） | 18,774,298,898円 |
| 発行済口数 | 33,655,338,676口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.5578円 |
| （1万口当たり純資産額） | （5,578円） |

(参考) ダイワ・ロシア株ファンド (F0Fs用) (適格機関投資家専用)

純資産額計算書

平成27年2月27日

| | |
|-------------------|-------------|
| 資産総額 | 29,896,598円 |
| 負債総額 | 2,005,215円 |
| 純資産総額 (-) | 27,891,383円 |
| 発行済数量 | 10,597,506口 |
| 1 単位当たり純資産額 (/) | 2.6319円 |

参考情報 ダイワ・ロシア株マザーファンド

純資産額計算書

平成27年2月27日

| | |
|-------------------|----------------|
| 資産総額 | 5,142,916,253円 |
| 負債総額 | 225,637,834円 |
| 純資産総額 (-) | 4,917,278,419円 |
| 発行済数量 | 5,600,961,314口 |
| 1 単位当たり純資産額 (/) | 0.8779円 |

(参考) ダイワ・ダイナミック・インド株ファンド (F0Fs用) (適格機関投資家専用)

純資産額計算書

平成27年2月27日

| | |
|-------------------|-------------|
| 資産総額 | 29,072,428円 |
| 負債総額 | 53,635円 |
| 純資産総額 (-) | 29,018,793円 |
| 発行済数量 | 12,033,676口 |
| 1 単位当たり純資産額 (/) | 2.4115円 |

参考情報 ダイワ・インド株アクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

平成27年2月27日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 18,715,960,028円 |
| 負債総額 | 198,440,326円 |
| 純資産総額（ - ） | 18,517,519,702円 |
| 発行済数量 | 21,247,037,799口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 0.8715円 |

(参考) チャイナ龍翔 (FOFs用) (適格機関投資家専用)

純資産額計算書

(平成27年2月末現在)

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 30,871,622 円 |
| 負債総額 | 102,053 円 |
| 純資産総額（ - ） | 30,769,569 円 |
| 発行済数量 | 12,192,764 口 |
| 1単位当り純資産額（ / ） | 2.5236 円 |

参考情報 チャイナ・エクイティ・マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,935,967,924 円 |
| 負債総額 | 3,441,944 円 |
| 純資産総額（ - ） | 2,932,525,980 円 |
| 発行済数量 | 3,328,678,830 口 |
| 1単位当り純資産額（ / ） | 0.8810 円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

- ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 23 | 190,054 |
| 追加型株式投資信託 | 558 | 11,547,266 |
| 株式投資信託 合計 | 581 | 11,737,320 |
| 単位型公社債投資信託 | 1 | 9,307 |
| 追加型公社債投資信託 | 17 | 3,313,970 |
| 公社債投資信託 合計 | 18 | 3,323,277 |
| 総合計 | 599 | 15,060,597 |

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第56期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 14,380,327 | 15,186,222 |
| 有価証券 | 9,427,636 | 15,003,765 |
| 前払金 | 207 | 453 |
| 前払費用 | 142,919 | 157,453 |
| 未収入金 | 521,825 | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 8,265,950 |
| 未収収益 | 106,914 | 103,432 |
| 貯蔵品 | 9,551 | 14,492 |
| 繰延税金資産 | 491,727 | 674,141 |
| その他 | 8,445 | 597 |
| 流動資産計 | 32,272,567 | 39,406,511 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1 |
| 建物（純額） | 254,258 | 252,417 |
| 器具備品（純額） | 26,257 | 23,555 |
| リース資産（純額） | 222,274 | 224,362 |
| リース資産（純額） | 5,726 | 4,499 |
| 無形固定資産 | 3,194,512 | 2,991,462 |
| ソフトウェア | 3,132,238 | 2,910,918 |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| ソフトウェア仮勘定 | | 50,423 | | 68,693 |
| 電話加入権 | | 11,850 | | 11,850 |
| 投資その他の資産 | | 15,113,434 | | 15,077,046 |
| 投資有価証券 | | 8,342,934 | | 8,338,733 |
| 関係会社株式 | | 5,141,069 | | 5,141,069 |
| 出資金 | | 136,315 | | 129,405 |
| 従業員に対する長期貸付金 | | 92,527 | | 68,396 |
| 差入保証金 | | 1,000,820 | | 997,594 |
| 長期前払費用 | | 7,376 | | 6,484 |
| 投資不動産（純額） | 1 | 402,340 | 1 | 398,402 |
| 貸倒引当金 | | 9,950 | | 3,040 |
| 固定資産計 | | 18,562,205 | | 18,320,926 |
| 資産合計 | | 50,834,773 | | 57,727,438 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1,227 | 1,227 |
| 預り金 | 56,491 | 53,677 |
| 未払金 | 6,795,899 | 8,998,456 |
| 未払収益分配金 | 10,333 | 7,931 |
| 未払償還金 | 113,002 | 77,698 |
| 未払手数料 | 3,764,501 | 4,277,412 |
| その他未払金 | 2 | 4,635,414 |
| 未払費用 | 3,383,551 | 3,463,796 |
| 未払法人税等 | 588,040 | 1,530,565 |
| 未払消費税等 | 189,139 | 530,831 |
| 賞与引当金 | 841,300 | 955,600 |
| 流動負債計 | 11,855,648 | 15,534,154 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 4,494 | 3,272 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442 | 1,959,451 |
| 役員退職慰労引当金 | 67,410 | 80,280 |
| 繰延税金負債 | 1,740,407 | 1,789,543 |
| 固定負債計 | 3,747,753 | 3,832,547 |
| 負債合計 | 15,603,402 | 19,366,702 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 資本金 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 7,722,723 | 10,821,849 |
| 利益剰余金合計 | 8,097,020 | 11,196,146 |
| 株主資本合計 | 34,767,020 | 37,866,146 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 464,350 | 494,589 |
| 評価・換算差額等合計 | 464,350 | 494,589 |
| 純資産合計 | 35,231,371 | 38,360,735 |
| 負債・純資産合計 | 50,834,773 | 57,727,438 |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 73,498,726 | 84,771,977 |
| その他営業収益 | 526,465 | 788,473 |
| 営業収益計 | 74,025,191 | 85,560,451 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 41,213,272 | 47,520,063 |
| 広告宣伝費 | 604,864 | 668,841 |
| 公告費 | 949 | 533 |
| 受益証券発行費 | - | 25 |
| 調査費 | 8,116,701 | 8,246,807 |
| 調査費 | 824,915 | 741,792 |
| 委託調査費 | 7,291,786 | 7,505,015 |
| 委託計算費 | 807,090 | 735,588 |
| 営業雑経費 | 1,280,599 | 1,322,711 |
| 通信費 | 206,564 | 249,081 |
| 印刷費 | 404,023 | 477,092 |
| 協会費 | 53,643 | 54,190 |
| 諸会費 | 11,281 | 11,711 |
| その他営業雑経費 | 605,086 | 530,634 |
| 営業費用計 | 52,023,478 | 58,494,570 |
| 一般管理費 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 給料 | 5,264,128 | 5,708,541 |
| 役員報酬 | 249,180 | 243,000 |
| 給料・手当 | 3,782,533 | 3,785,717 |
| 賞与 | 391,114 | 724,223 |
| 賞与引当金繰入額 | 841,300 | 955,600 |
| 福利厚生費 | 809,254 | 793,740 |
| 交際費 | 55,806 | 37,951 |
| 寄付金 | 636 | - |
| 旅費交通費 | 196,147 | 191,623 |
| 租税公課 | 206,178 | 222,767 |
| 不動産賃借料 | 887,968 | 1,182,703 |
| 退職給付費用 | 469,713 | 373,920 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 38,970 | 33,750 |
| 固定資産減価償却費 | 1,181,438 | 963,183 |
| 諸経費 | 1,094,627 | 1,354,169 |
| 一般管理費計 | 10,204,869 | 10,862,351 |
| 営業利益 | 11,796,843 | 16,203,530 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | (自 | 平成24年4月1日 | (自 | 平成25年4月1日 |
| | 至 | 平成25年3月31日) | 至 | 平成26年3月31日) |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 257,704 | 1 | 144,660 |
| 有価証券利息 | | 11,102 | | 13,966 |
| 受取利息 | | 10,598 | | 9,117 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 21,305 | | 44,877 |
| 投資有価証券売却益 | | 279,443 | | 64,122 |
| 有価証券償還益 | | 101,052 | | 63,228 |
| その他 | | 44,912 | | 34,445 |
| 営業外収益計 | | 726,118 | | 374,418 |
| 営業外費用 | | | | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 19,392 | | 16,985 |
| 投資有価証券売却損 | | 36,469 | | 3,171 |
| 有価証券償還損 | | 33,338 | | 18,848 |
| 投資不動産管理費用 | | 16,271 | | 16,864 |
| 貯蔵品廃棄損 | | 9,990 | | 9,503 |
| その他 | | 13,120 | | 9,343 |
| 営業外費用計 | | 128,584 | | 74,716 |
| 経常利益 | | 12,394,377 | | 16,503,232 |
| 特別利益 | | | | |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 投資有価証券売却益 | | 39,827 | | - |
| 固定資産売却益 | | 31 | | - |
| その他 | | 16,466 | | - |
| 特別利益計 | | 56,325 | | - |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 129,816 | 2 | 888 |
| 本社移転関連費用 | | 1,099,913 | | - |
| その他 | | 14,428 | | - |
| 特別損失計 | | 1,244,158 | | 888 |
| 税引前当期純利益 | | 11,206,544 | | 16,502,343 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,286,691 | | 6,525,874 |
| 法人税等調整額 | | 109,902 | | 150,022 |
| 法人税等合計 | | 4,176,789 | | 6,375,851 |
| 当期純利益 | | 7,029,755 | | 10,126,492 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,715,116 | 8,089,414 | 34,759,414 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,022,149 | △7,022,149 | △7,022,149 |
| 当期純利益 | - | - | - | 7,029,755 | 7,029,755 | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 7,606 | 7,606 | 7,606 |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,722,723 | 8,097,020 | 34,767,020 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33,879 | 53,783 | 87,663 | 34,847,077 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,022,149 |
| 当期純利益 | - | - | - | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 430,470 | △53,783 | 376,686 | 376,686 |
| 当期変動額合計 | 430,470 | △53,783 | 376,686 | 384,293 |
| 当期末残高 | 464,350 | - | 464,350 | 35,231,371 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,722,723 | 8,097,020 | 34,767,020 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,027,366 | △7,027,366 | △7,027,366 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,126,492 | 10,126,492 | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 3,099,125 | 3,099,125 | 3,099,125 |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 10,821,849 | 11,196,146 | 37,866,146 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 464,350 | - | 464,350 | 35,231,371 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,027,366 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 30,238 | - | 30,238 | 30,238 |
| 当期変動額合計 | 30,238 | - | 30,238 | 3,129,364 |
| 当期末残高 | 494,589 | - | 494,589 | 38,360,735 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

器具備品 4～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、当事業年度より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 建物 | 15,528千円 | 18,230千円 |
| 器具備品 | 250,072千円 | 249,761千円 |
| リース資産 | 409千円 | 1,636千円 |
| 投資建物 | 724,130千円 | 729,348千円 |
| 投資器具備品 | 23,691千円 | 24,180千円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 未払金 | 2,883,398千円 | 4,508,988千円 |

3 保証債務

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

| | 前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日) |
|-------|---|---|
| 受取配当金 | 185,280千円 | - |

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日) |
|-------------|---|---|
| 建物 | 546千円 | - |
| 器具備品 | 128,892千円 | 888千円 |
| 無形固定資産(その他) | 377千円 | - |
| 計 | 129,816千円 | 888千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成24年 6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,022 | 2,692 | 平成24年 3月31日 | 平成24年 6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年 6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|-------------|
| 剰余金の配当の総額 | 7,027百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 2,694円 |
| 基準日 | 平成25年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年 6月25日 |

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額（百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,027 | 2,694 | 平成25年 3月31日 | 平成25年 6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,126百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,882円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月26日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 14,380,327 | 14,380,327 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 7,183,011 | - |
| (3) 未収入金 | 521,825 | 521,825 | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 16,711,401 | 16,711,401 | - |
| 資産計 | 38,796,567 | 38,796,567 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,764,501 | 3,764,501 | - |
| (2) その他未払金 | 2,908,061 | 2,908,061 | - |
| (3) 未払費用(*) | 2,782,587 | 2,782,587 | - |
| 負債計 | 9,455,149 | 9,455,149 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 15,186,222 | 15,186,222 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 8,265,950 | 8,265,950 | - |
| (3) 未収入金 | - | - | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 22,283,329 | 22,283,329 | - |
| 資産計 | 45,735,503 | 45,735,503 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,277,412 | 4,277,412 | - |
| (2) その他未払金 | 4,635,414 | 4,635,414 | - |
| (3) 未払費用(*) | 2,678,610 | 2,678,610 | - |
| 負債計 | 11,591,437 | 11,591,437 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 1,059,169 | 1,059,169 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式 | 5,141,069 | 5,141,069 |
| (3) 差入保証金 | 1,000,820 | 997,594 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 14,380,327 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,434,397 | 4,840,276 | - |
| 合計 | 21,563,339 | 1,434,397 | 4,840,276 | - |

当事業年度（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 15,186,222 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,265,950 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |

| | | | | |
|-------------------|------------|-----------|-----------|--------|
| その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |
| 合計 | 23,452,173 | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 93,459 | 55,101 | 38,357 |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 6,224,312 | 5,440,857 | 783,455 |
| 小計 | 6,317,771 | 5,495,959 | 821,812 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 小計 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 合計 | 16,711,401 | 15,989,912 | 721,489 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 113,247 | 55,101 | 58,145 |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 5,625,179 | 4,873,552 | 751,626 |
| 小計 | 5,738,426 | 4,928,653 | 809,772 |

| | | | |
|----------------------|------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299 |
| 小計 | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299 |
| 合計 | 22,283,329 | 21,514,856 | 768,472 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1) 株式 | 141,128 | 39,827 | - |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 28,114,625 | 279,443 | 36,469 |
| 合計 | 28,255,753 | 319,271 | 36,469 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 24,501,921 | 64,122 | 3,171 |
| 合計 | 24,501,921 | 64,122 | 3,171 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | |
|---------|-------------|
| 退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442千円 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | |
|--------|-----------|
| 勤務費用 | 301,777千円 |
| その他 | 167,935千円 |
| 退職給付費用 | 469,713千円 |

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-------------|
| 期首における退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 勤務費用 | 201,327千円 |
| 退職給付の支払額 | 177,317千円 |
| 期末における退職給付債務 | 1,959,451千円 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - |
| 年金資産 | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |
| 退職給付引当金 | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 201,327千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 201,327千円 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円でありました。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 837,121 | 833,243 |
| 退職給付引当金 | 693,199 | 698,348 |
| 未払事業税 | 154,219 | 335,386 |
| 賞与引当金 | 280,855 | 287,721 |
| 連結法人間取引(譲渡損) | 264,269 | 141,925 |
| 投資有価証券評価損 | 128,953 | 128,953 |
| 繰延資産 | 157,330 | 121,437 |
| 出資金評価損 | 114,425 | 116,888 |
| 未払社会保険料 | 43,411 | 38,787 |
| 器具備品 | 33,316 | 33,316 |
| 役員退職慰労引当金 | 24,920 | 28,611 |
| その他 | 29,627 | 24,709 |
| 繰延税金資産小計 | 2,761,651 | 2,789,330 |
| 評価性引当額 | 1,323,069 | 1,200,725 |
| 繰延税金資産合計 | 1,438,582 | 1,588,604 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引(譲渡益) | 2,428,233 | 2,428,233 |
| その他有価証券評価差額金 | 257,138 | 273,883 |
| その他 | 1,888 | 1,888 |
| 繰延税金負債合計 | 2,687,261 | 2,704,006 |
| 繰延税金負債の純額 | 1,248,679 | 1,115,401 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|---|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,591,590 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|---------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,719,900 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 20,510,864 | 未払手数料 | 2,758,584 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 1,205,721 | 未払費用 | 82,519 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 1,194,567 | 長期差入保証金 | 971,157 |
| | | | | | | | | | 未収入金 | 511,559 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|-------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 25,994,992 | 未払手数料 | 3,216,077 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 678,054 | 未払費用 | 393,881 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|--------|-----|--------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 978,984 | 長期差入保証金 | 971,157 |
|-------------|------------|--------|-----|--------|---|---------|---------|---------|---------|---------|

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,506.24円 | 1株当たり純資産額 | 14,705.91円 |
| 1株当たり当期純利益 | 2,694.91円 | 1株当たり当期純利益 | 3,882.07円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 7,029,755 | 10,126,492 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

資産の部

| | | |
|------------|---|------------|
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 20,257,586 |
| 有価証券 | | 5,207,068 |
| 未収委託者報酬 | | 9,365,956 |
| 貯蔵品 | | 15,509 |
| 繰延税金資産 | | 495,241 |
| その他 | | 296,277 |
| 流動資産計 | | 35,637,638 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 283,555 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 2,634,889 |
| その他 | | 90,103 |
| 無形固定資産合計 | | 2,724,992 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 6,866,175 |
| 関係会社株式 | | 5,129,895 |
| その他 | 1 | 1,589,226 |
| 投資その他の資産合計 | | 13,585,297 |
| 固定資産計 | | 16,593,845 |
| 資産合計 | | 52,231,483 |

(単位:千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

負債の部

| | | |
|--------|---|------------|
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 1,227 |
| 未払金 | | 6,923,613 |
| 未払費用 | | 3,196,727 |
| 未払法人税等 | | 1,144,931 |
| 賞与引当金 | | 796,000 |
| その他 | 3 | 848,229 |
| 流動負債計 | | 12,910,729 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 2,658 |

| | |
|--------------|------------|
| 退職給付引当金 | 1,996,246 |
| 役員退職慰労引当金 | 92,730 |
| 繰延税金負債 | 1,845,611 |
| 固定負債計 | 3,937,247 |
| 負債合計 | 16,847,976 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 7,668,191 |
| 利益剰余金合計 | 8,042,489 |
| 株主資本合計 | 34,712,489 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 671,018 |
| 評価・換算差額等合計 | 671,018 |
| 純資産合計 | 35,383,507 |
| 負債・純資産合計 | 52,231,483 |

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

| | 当中間会計期間 | |
|---------|---------------|------------|
| | (自 平成26年4月1日 | |
| | 至 平成26年9月30日) | |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 44,022,288 |
| その他営業収益 | | 472,415 |
| 営業収益計 | | 44,494,704 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 24,490,036 |
| その他営業費用 | | 5,489,326 |
| 営業費用計 | | 29,979,363 |
| 一般管理費 | 1 | 5,507,021 |
| 営業利益 | | 9,008,319 |
| 営業外収益 | 2 | 1,299,244 |

| | | |
|--------------|------|------------|
| 営業外費用 | 1, 3 | 34,669 |
| 経常利益 | | 10,272,894 |
| 特別利益 | | - |
| 特別損失 | 4 | 12,947 |
| 税引前中間純利益 | | 10,259,946 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,150,039 |
| 法人税等調整額 | | 137,269 |
| 中間純利益 | | 6,972,636 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------------|------------|------------|---------|--------------|--------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 10,821,849 | 11,196,146 | 37,866,146 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △ 10,126,294 | △ 10,126,294 | △ 10,126,294 |
| 中間純利益 | - | - | - | 6,972,636 | 6,972,636 | 6,972,636 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | △ 3,153,657 | △ 3,153,657 | △ 3,153,657 |
| 当中間期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,668,191 | 8,042,489 | 34,712,489 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|----------------|--------------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 494,589 | 494,589 | 38,360,735 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △ 10,126,294 |
| 中間純利益 | - | - | 6,972,636 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | 176,428 | 176,428 | 176,428 |
| 当中間期変動額合計 | 176,428 | 176,428 | △ 2,977,228 |
| 当中間期末残高 | 671,018 | 671,018 | 35,383,507 |

注記事項

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 5～47年 |
| 器具備品 | 3～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (平成26年9月30日現在) |
|----------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 279,523千円 |
| 投資その他の資産 | 756,255千円 |

2 保証債務

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,805,580千円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|----------|--|
| 有形固定資産 | 16,065千円 |
| 無形固定資産 | 490,092千円 |
| 投資その他の資産 | 2,726千円 |

2 営業外収益の主要項目

| | 当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|-------------|--|
| 受取配当金 | 1,177,840千円 |
| 投資有価証券売却益 | 73,930千円 |
| 時効成立分配金・償還金 | 14,749千円 |

3 営業外費用の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) |
|----------------|--|
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 12,351千円 |
| 貯蔵品廃棄損 | 7,356千円 |
| 投資不動産管理費用 | 6,818千円 |

4 特別損失の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) |
|-----------|--|
| 関係会社株式評価損 | 11,174千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(千株) | 当中間会計期間 増加株式数(千株) | 当中間会計期間 減少株式数(千株) | 当中間会計期間末 株式数(千株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 平成26年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,126 | 3,882 | 平成26年 3 月31日 | 平成26年 6月26日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 20,257,586 | 20,257,586 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 9,365,956 | 9,365,956 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 11,047,833 | 11,047,833 | - |
| 資産計 | 40,671,376 | 40,671,376 | - |
| (1) 未払金 | 6,923,613 | 6,923,613 | - |
| (2) 未払費用(*) | 2,760,751 | 2,760,751 | - |
| 負債計 | 9,684,365 | 9,684,365 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,025,409 |
| 子会社株式 | 5,129,895 |
| 差入保証金 | 997,068 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129,895千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間において、子会社株式について11,174千円減損処理を行っております。

2. その他有価証券

| | 中間貸借対照表 計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|------------------------|--------------|------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 105,492 | 55,101 | 50,390 |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 5,646,254 | 4,624,425 | 1,021,828 |
| 小計 | 5,751,746 | 4,679,527 | 1,072,219 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 5,296,087 | 5,325,705 | 29,618 |
| 小計 | 5,296,087 | 5,325,705 | 29,618 |
| 合計 | 11,047,833 | 10,005,232 | 1,042,601 |

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,025,409千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) | |
|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,564.56円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 2,673.01円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) | |
|--|-----------|
| 中間純利益(千円) | 6,972,636 |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 6,972,636 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

| (提出年月日) | (書類名) |
|-------------|-----------------------------|
| 平成26年11月13日 | 有価証券報告書(第11期)、有価証券届出書の訂正届出書 |

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月20日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワBRICSリターンズ・ファンドの平成26年8月21日から平成27年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワBRICSリターンズ・ファンドの平成27年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。